

朝鮮の林業



Y994-J10061  
\*1200901241199\*

貴族院  
函  
号  
冊

Kodak Gray Scale



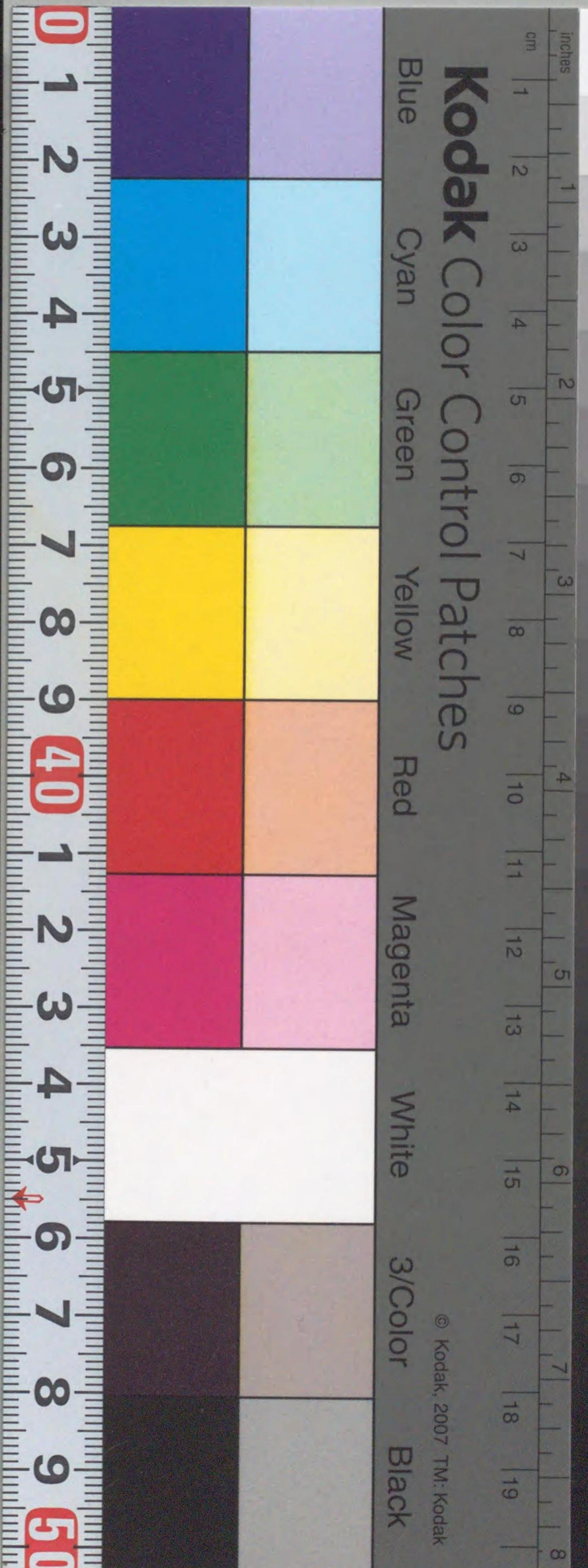
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak





貴族院  
函  
号  
冊

Y994  
J10061

昭和二十五年二月  
○ 山本書記序  
可贈

國會議員圖書藏  
I 種  
W  
\*1200901241199\*

凡例

- 一 本書は既往に於ける林政の變遷を叙し國有林の整理經營民間林業の奨勵等に關する本府の施設並最近の狀況を記述し朝鮮林業の大勢を明ならしむる目的を以て編纂せり。
- 二 統計は特別の事由あるもの外明治四十四三年以降大正十二年迄の分を載録す
- 三 記事中に挿入し難き統計表は卷末に附表として一括し本文中に其旨を記して彼此對照するに便ならしむ。





一 本書の目的は、朝鮮の林業の現状を調査し、その整理の方策を明らかにし、我が國の林業の発展に資することを目的とする。

二 本書は、林業の整理の方策を明らかにし、我が國の林業の発展に資することを目的とする。

三 本書は、林業の整理の方策を明らかにし、我が國の林業の発展に資することを目的とする。

目次

朝鮮の林業

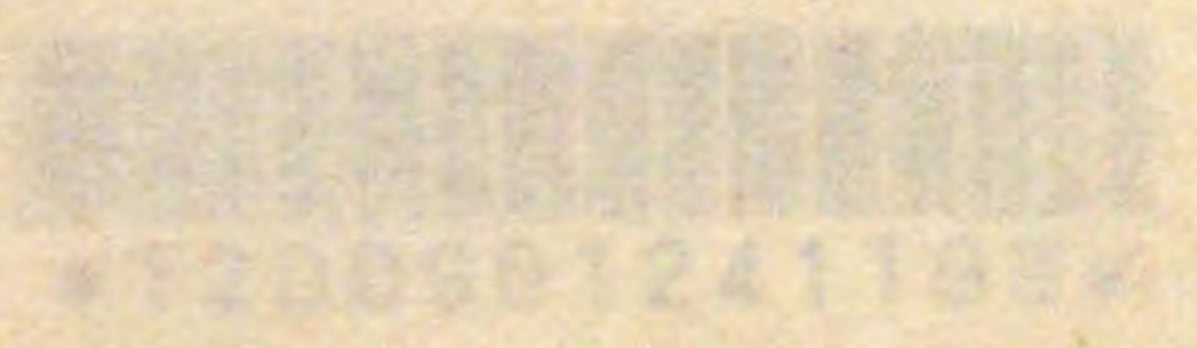
第一章 緒言

- 第一節 位置及面積……………一
- 第二節 地勢……………二
- 第三節 氣候……………五
- 第四節 林政の沿革……………六
- 第五節 林況……………八

第二章 林野調査

- 第一節 總論……………九
- 第二節 林野整理調査……………一
- 一 道知事の査定……………一
- 二 林野調査委員會の裁決……………一四
- 第三節 國有林區分調査……………一五

目次





第三章 國有林野の處分

二〇

第一節 不要存林野の處分

二一

一 第一種不要存林野の處分

二三

二 第二種不要存林野の處分

二八

第二節 特例に屬する要存豫定林野の處分

三〇

第四章 國有林の經營

三三

第一部 總督府直轄林野

三三

第一節 機關

三三

第二節 林況、主要樹種及蓄積

三四

第三節 施業案の編成

三五

第四節 伐採利用

三六

第五節 林産物の處分

三七

一 賣却處分

三七

二 讓與處分

四〇

三 土石處分

四二

第六節 造林

四二

第七節 保護

四三

一 保護機關

四四

二 保護命令

四四

三 火田整理

四五

第八節 收入及支出

四六

一 收入

四六

二 支出

四七

第二部 營林廠管内林野

四七

第一節 機關

四七

第二節 林況、主要樹種及蓄積

四九

第三節 施業案の編成

五〇

第四節 森林土木

五二

一 運材軌道

五二

二 川木造

五三



三 貯木所……………五三

第五節 伐採及處分……………五三

一 立木處分……………五三

二 官行斫伐……………五四

三 製材……………五七

四 漂流木整理……………五八

五 木材販賣……………六〇

第六節 造林……………六一

第七節 保護……………六二

一 保護機關……………六二

二 保護命令……………六二

第八節 收入及支出……………六三

一 收入……………六三

二 支出……………六三

六 六……………六三

第五章 林業の獎勵及監督……………六四

第一節 獎勵監督機關……………六四

一 官廳……………六四

二 森林組合及山林會……………六五

第二節 造林獎勵……………六六

一 技術員の配置……………六七

二 樹苗の供給……………六七

三 造林……………七〇

第三節 砂防事業……………七三

一 調査……………七三

二 事業の實行……………七五

第四節 保安林及營林監督……………七八

一 保安林……………七八

二 營林監督……………七九



第五節 森林の保護……………七九

一 火災……………八〇

二 盜伐……………八一

三 濫伐及濫採……………八一

四 病蟲害……………八二

第六章 林業試驗……………八三

附 表

第一表 地方別林相概況表……………一

第二表ノ一 林野調査委員會不服申立事件道別處理成績表……………二

第二表ノ二 林野調査委員會不服申立事件年度別處理成績表……………三

第三表 山林課出張所配置表……………三

第四表 總督府直轄國有林造林成績表……………五

第五表 國有林保護命令區域表……………六

第六表 森林組合概況表……………七

第七表 國費、地方費及恩賜金經營樹苗圃年度別面積表……………八

第八表 「マツケムシ」被害及驅除成績表……………九

第九表 林產物輸移入一覽表……………一〇

第一〇表 林產物輸移出一覽表……………一二

第一一表 林產物生産額表……………一四



# 朝鮮の林業



## 第一章 緒言

### 第一節 位置及面積

朝鮮は亞細亞の東南に斗出せる一大半島にして、東經百二十四度一分より百三十度五十六分二十三秒に至り、北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒に亘る。東は日本海に面し西は黃海に臨み北は長白山脈鴨綠江及豆滿江の一部を以て滿洲及露領沿海州に連り、南は朝鮮海峽に瀕し對馬島を隔て我邦本土と相對す。地勢東西に狭く南北に長く、東西最廣の處と雖九十里を越えざるも南北最長の處は二百十里に達し、全面積一萬四千三百二十方里餘を有す、内林野面積約一萬二百一十方里即ち約一千五百八十八萬町步にして、實に全面積の約七割一分、(從來七割三分と稱せしも土地調査の結果朝鮮全土の面積増加せし爲七割一分となれり)を掩有せり。朝鮮の林業上の位置は是を森林植物帶上より水平的に觀察するときは其の大部分即ち北緯三十五度乃至四十一度に亘る區域は溫帶林に屬しアカマツ、ビヤクシン、テウセンマツ、テウセンモミ、コノテカシハ、エノキ類、ナラ類、ケヤキ、クヌギ、アベマキ、クリ類、トネリコ類、サクラ類、白楊類、シデ類ニレ類、カヘデ類、ハンノキ類、ハリギリ等を産し、其の北方鴨綠豆滿兩江上流地帯は寒帶林にして



タウヒ類、タウシラベ類、カラマツ類、カンバ類、ヤマナラシ類、ドロノキ類、クルミ類、ナラ類等を産し、北緯三十五度以南は暖帯林にして濟州島、莞島、大黒山群島の森林は之に屬シクロマツ、アカマツ、カヤ、カシ類、シヒ、アキニレ、エノキ、ムクエノキ、ツバキ、コナラ、シデ類、タブ、クス類等を産す、而して垂直的に觀察するときには濟州島漢拏山には暖帯、溫帯、寒帯林の森林景を、又智異山脈、金剛山脈には溫帯寒帯林の森林景を併備す。

## 第二節 地勢

朝鮮の地勢を見るに北境には長白山脈蜿蜒として東方より西南に沿ひ、一枝南に延び平安、咸鏡兩道の境を劃して江原道に入り東海岸線に沿ひ南方に馳走し以て半島の脊梁骨を爲し、往々六七千尺に達する高嶺あり。此の如く大山脈東方に偏在するを以て、山脈以東の地は斜面急峻にして殆ど平野と稱すべきものなく、従つて江河の大なるものなし、之に反し西方の一帯及南方に至るに従ひ、地勢漸く低下し三千尺を超ゆるもの頗る稀にして、多くは緩傾斜の丘陵縦横に起伏し其間平野の開くるもの少からず、鴨綠江、豆滿江、大同江、漢江、錦江、洛東江等其の間に縈流して舟楫の便灌溉の利あり、今是等主要なる江河運輸の概況を述べし。

(イ) 漢江 黃海に注ぐ一大河なり、其の流域江原、忠北、京畿の三道に跨り流路百十九里餘、河口

より三十里にして南北二大支流となる、舟楫の便大にして河口より龍山に至る十七里は汽船を通し、南流に在りては龍山より北倉に至る三十八里は河舟を通すべく、上流永春に至る十六里の間及北流にありては南北兩江會流點より上流春川に至る間は尙小舟を溯江せしむべし、筏は尙數十里上流より流すを得、沿岸都邑多く貨物の集散頻繁にして、殊に龍山にては漢江上流の木材の舟筏に據り陸揚せらるゝもの毎年拾數萬圓に及べり、冬期結氷期に際しては江流結塞し舟筏を遣るに由なく氷上人馬の往來を見る。

(ロ) 臨津江 河口は漢江に合し黃海に注ぐ、上流大ならざるも潮汐の干満により十四五里の上流に舟楫の便あり、尙小舟は河口より三十一里江原道伊川郡安峽面に遡江すべし。

(ハ) 錦江 黃海に注ぐ大河にして、源を全羅慶尙二道の界に發し延長百餘里あり、河口群山附近は水深く二千噸の汽船を碇泊せしむべし、江流兩岸は沃野相連り農産物に富み都邑少からず河口より芙蓉江に至る三十里の間舟楫を通すべく往來頻繁なり。

(ニ) 洛東江 半島の南岸朝鮮海峽に注ぐ、源を太白山に發し諸水を集め安東郡に出て、大邱三浪津を経て釜山に近く海に注ぐ、流路延長百二十六里、水面勾配緩にして河口より六十里洛東津に至る間は六七十石の帆船を通し、尙小舟は水量を見て江口より八十七里安東に通すべし、本江は大邱平原を貫流し灌溉の便大にして、且江岸都邑多く物資の吞吐頻繁なり。



(ホ) 大同江 源を平南北咸南三道の境なる狼林山脈に發し、沸流江南江を合し、平壤を経て載寧江と合し、幅員著しく濶大し鎮南浦附近にて黃海に注ぐ、流路百一里餘河口は幅員一里餘に達し、水深く數千噸の汽船を碇泊せしむべし、潮汐干満の差甚だしく此潮流を利用し舟楫の便大なり、河口より平壤に至る間小汽船を通す、上流徳川郡徳川面に至る河口より六十三里の間尙小舟を通すべし、本江は平壤大沃野を貫流し江岸に平壤、兼二浦、鎮南浦等の商業地あり、貨客の往來頻繁を極め上流一帯の地より筏により木材の平壤に下るもの尠からず、冬期は結氷し鐵島より下流は流水の爲舟楫の便全く杜絶せらる。

(ヘ) 鴨綠江 朝鮮に於ける最大江にして支那と國境を劃す、源を白頭山に發し盧川江、長津江其の他幾多の小流を集め滿洲より南下せる渾河鬱河と合し黃海に注ぐ、流路延長二百四十里に達するも河床傾斜急にして岩礁激流多く舟楫の便割合に少し、河口より安東縣に至る間は約二千噸の汽船を航行し得、近時淺吃水汽船は江岸一帯の都邑を経て江口より九十一里中江鎮に至り高瀬船は尙數十里を遡行す、上流大森林に富み其の木材の筏に依り流下せらるゝもの頗る多く年々百餘萬尺に達す。

(ト) 豆滿江 東岸日本海に注ぐ唯一の大河なり、源を白頭山に發し流路延長百三十二里に達す、長白山脈より發する諸流を合せ會寧、鍾城、穩城を經琿春河と會し日本海に注ぐ、降雨の際河水氾

濫し舟楫の危険少からず、加ふるに河口には土砂堆積して洲を爲し航行の便宜しからず、然れども流筏區域は尙約六十里に達せり。

### 第三節 氣候

朝鮮の氣候は大陸性を帯び概して寒暑共に酷烈にして、春秋の期間短く冬季最長く氣溫晝夜の較差大にして時に二十五度(攝氏以下同し)に達することあり、而して年平均氣溫は南岸は十三度餘にして、北進するに従ひ遞減し中央京仁地方は十度内外、國境内陸は三四度なり。又一月の最低氣溫平均は國境は零下二十九度、南岸は一度にして其の間約三十度の差あり、尙盛暑八月の最高氣溫平均は大邱三十一度、雄基二十四度にして此の間七度の差あるに過ぎず、即ち寒氣に於て著差あるも暑氣は大差なし。風は秋冬の候には西北風多く空氣乾燥し、晴天連續し晩春及夏季は南風多く濕潤にして雨天多し。年降水量は大部分は八百乃至千耗に過ぎずして南東岸に多く北西地方に尠く、雨季と乾燥季と截然たる區別あるは一般に通ずる特色なり、蒸發量は甚だ多く南部は千五百耗、中部は千三四百耗、北部は千乃至千二百耗に達す。又初霜は北部に於ては九月上旬に見るも、他は概ね十月下旬より十一月中旬の間にして、終霜は南部は三月下旬、他は四月中旬にして、北部は五月に入るを常とす、降雪は年々大に遲速あるも平年初雪北部は十月下旬、他は十一月、南東岸は十二月下旬にして、終雪は北部四月其



の他は三月乃至四月中旬なり。

#### 第四節 林政の沿革

朝鮮の林野は古來其の私占を禁し特殊の保護林たる封山、禁山等を除くの外は所謂無主公山と稱し衆庶の自由採樵に委して、顧る所なかりしを以て、人民は隨處濫伐暴採を肆にし又は火田を濫耕する等、唯森林の天恵を狎用するに急にして毫も植栽保護に意を用ふるものなく、且李朝の末期に至りては保護林の制度も廢れて斧鉞若に加はり、爲に林野の大部分は荒廢を極め只交通不便なる鴨綠江、豆滿江の流域及保護嚴重なる陵墓附屬地其の他多少の例外を除くの外殆ど見るに足るべき林相を保つものなく、到る處秃山荒野起伏して滿目荒涼を極め、其の甚しきに至りては秃山赫丘相連互して基岩露出土砂崩壞するの慘狀を呈せるを以て、一朝暴雨あれば濁流汎濫し、旱天打續けば灌水涸渴旱害を惹起し、延て産業の發達を阻碍し國土の保安を損傷する等其の災禍の多大なる擧げて算ふべからず、是が復舊改善の策を講ずるは洵に焦眉の急務に屬したり。

於茲舊韓國政府は明治四十年農商工部に甫めて林業課を設け、翌年森林法を發布して一般林野の保護増殖を圖り、殖林を奨励すると共に私有林野の地籍を届出しめ、尙林野の分布状態及林籍を瞭にするの急務なるを認め明治四十三年簡易なる林籍調査を行ひ、以て諸般施設計畫の資料に供せり。

明治四十四年、森林法の民情時勢に適せざるを認め之を廢し新に森林令を制定して保安林、營林監督造林貸付、入會慣行、國有林野の保護命令、林野及林産物の處分、林政に關する地方命令、森林の共同施業等に關する根本規定を定めたり。

更に國有林野區分調査及林野整理調査を施行し古來曖昧混沌たりし林野の權利關係、境界及國有林野要存否區分の調査を行ひ、以て造林の勸奨促進及國有林經營並處分の基本に資することとせり。而して國有林野の内要存林野に付ては鴨綠江、豆滿江流域林野に對しては營林廠を置き、其の他の區域中主要なる林野には山林課出張所（既設のもの廿九箇所にして漸次増置の方針なり）を設置して各經營の任に當らしめ殘餘の林野は道知事に於て之を管理せるか此等の林野に對しては漸次假施業按を編成して植伐の基準を定め且保護員の配置又は地元住民に保護命令を發する等の方法に依り火田、盜伐其の他被害の豫防防止に勗め一方不要存林野は概ね造林速成の趣旨にて造林貸付處分を行ひ、造林成功の曉に於ては讓與するの特典を設けたり。

又一般私有林に對しては或は樹苗の配付を行ひ、或は道地方費及面に模範林を設置し、或は記念植樹を舉行して愛林思想の喚起と造林事業の促進に資し、一面指導監督に依り各種被害の豫防、驅除並森林の使用收益の矯弊を期し、併せて森林組合等林業團體の設立活動を慫慂して銳意森林の復舊増殖に努めたり。尙林政上又は公益上弊害を讓す虞ありと認むる林野に對しては、保安林に編入する等の方



法に依り林相の維持を圖り、荒廢激甚にして治水上樞要なる關係を有し且經濟的林業を行ひ難き地域に對しては、國費を以て砂防工事を行ひ之が復舊の策を講じ、其の他朝鮮主要樹種の養苗試験及適樹調査に着手する等各種の方面に亘りて種々の施設を試み林政の改善及林相の改良に努力し來れり。

### 第五節 林況

朝鮮林野の現況を見るに其の總面積は約一千五百八十八萬町歩にして、全面積の約七割一分を占むるに拘らず、成林地(疎生又は散生地を含む)は僅に三分の一約五百四十八萬町歩に過ぎず、其の内約三百六十八萬町歩は國有林に屬し鴨綠江及豆滿江の兩流域又は背梁山脈に偏在し、交通運輸不便にして大半未利用林の状態を呈し、其の他の約一千四十萬町歩の内には約三分の二、七百二十八萬町歩の稚樹、發生地ありと雖地力衰退減耗して充分の生育を期待し難く、殘地三百十二萬町歩は全く生産に與らざる未立木地又は荒廢地に屬す、之を所有別に表示すれば左の如し。

林相概況 (單位千町歩)

成林地	林況		計
	國有林	民有林 (及將來民有タルベキ林野)	
	三、六八〇	一、八〇二	五、四八二

計	稚樹地		計
	無立木地	稚樹地	
	六六〇	一、〇九〇	一、七五〇
	一〇、四五三	六、一九五	一七、一四八
	一五、八八三	七、二八五	二三、一六八

尙林相各道別面積は附表(第一表)に就きて之を看るべし。

前述の如く半島の氣候は南北に於て差等あるを以て北寒帯より南暖帯に到る迄各種の樹木を生し、其分布亦地方により同じからず、北部鴨綠江及豆滿江の兩流域上流地方、其他の高山に於てはタウヒ、テウセンカラマツ、テウセンハリモミ、タウシラベ、テウセンマツ、シラカンバ等を主とし鬱蒼たる樹林を形成し、中部より南部に亘り到る處アカマツ多く又クロマツ、ナラ、クヌギ、ケヤキ、ハンノキ、クリ等を生し、最南部に到ればカシ、シヒ等の常綠樹及竹林の存在するを見る、概して森林樹木の種類に富み其數七百種の多きに達し、其中喬木に屬するもの針葉樹十九種、闊葉樹百三十六種外に竹類三種あり。

## 第二章 林野調査

### 第一節 總說



明治四十一年韓國政府が森林法を制定發布したる當時に於ては、林野に關する臺帳又は圖面の設備なく、國民有の區分は勿論、概算面積すら之を知るに由なき状態にして、林政方針樹立上支障少からざるを以て、森林法施行の際森林山野の所有者は三年以内に地籍の届出を爲すべく、若し期限内に届出を爲さざるときは國有と見做すべき旨を規定し、之が届出を爲さしめたり、固より地籍届を提出したるもの必ずしも民有を認めたるにあらずと雖、之に依りて國民有區分の大體を窺ふことを得たり、踵て明治四十三年所謂林籍調査の計畫を試み全鮮に於ける林野分布の状態、林野の名稱、林相の大様、概算面積等の實査に着手し、事業進行の央に於て日韓併合となり事業未完成の儘朝鮮總督府に之が引繼を爲し、爾來新政の下に承繼之を完成したり。

林籍調査の結果粗ぼ林野分布の状況及其の概算面積等を推知することを得たりと雖、國民有の境界未だ判明せず其の地籍届を爲したるものと雖未だ之に依りて其の權利を確定するに至らず、林野の權利關係は依然混沌たるの状態に在りて林業の促進上の確なる計畫を樹つること能はず、依て一方に於て國有林經營上存置の要あるものと否との區分を調査決定し、其の存置の要なきものに對しては之を民間に開放すると共に、他方に於ては私有林の權利關係を調査し其の歸屬を明確にするの緊要なるを認め、先づ明治四十四年度より國有林區分調査に着手し、更に大正六年度より林野整理調査に着手し共に目下施行中に在り。斯く區分調査を整理調査に先ち施行したるは林業經營上已を得ざる焦眉の必要

に出でたるものなり、兩事業の概要及成績左の如し。

## 第二節 林野整理調査

### 一、道知事の査定

曩に土地調査令に依り土地調査を施行したる際は、到底一般土地並林野の全部を同時に調査すること困難なるのみならず當時林野につきましては經濟的價值甚だ低くして權利觀念未だ發達せざりしを以て特に急速調査を必要とする一般土地につきて先づ調査を實行することなし、林野につきては單に被調査土地間に介在する小面積の林野のみにつき調査するに止め一般の林野に及ばざりしが、爾來漸く林野の經濟的價值を認識し權利觀念の昂上進歩するに至り到底等閑に附するを容さざるの機運に際會すると共に、土地調査の事業漸く終了に近きたるを以て、遂に大正六年本事業の準備調査に着手し、翌大正七年制令第五號を以て朝鮮林野調査令を制定施行するに至れり、本事業の概要左の如し。

(一) 調査の目的 本事業は土地調査令に依り調査を爲さざりし林野及林野内に介在する林野以外の土地の調査及測量を爲し、其の所有者並に土地の境界を査定し所有權を確定するを目的とするものにして、曾て一定の期限内に地籍の届出を爲さざりしものと雖實際民有と認むべき事實あるも



のは、其の事實に基づき更に所有權を確認又は付與することいせり。

(二) 調査機關及査定の方法 調査機關を別ちて調査及査定のことなし前者を府尹、面長、後者を道知事と爲す、即ち府尹、面長は當事者の申告に基き實地に就き一筆毎に其の所有者並境界を調査測量し、調査書及圖面を作成して其の結果を道知事に報告す、道知事は府尹、面長の報告を審査し査定上必要と認むるときは直接調査及測量を爲し、所定の査定基準に據りて所有者並境界を査定す、其の結果は之を公示し三十日間土地所在の府、郡、島廳に於て査定圖簿を一般の縦覽に供す、此の査定に對し不服ある者は公示期間満了後六十日以内に林野調査委員會に申立て公正なる裁決を求むることを得せしめ、以て之が救済の途を開き、法定期間内に不服の申立なきときは査定は終局的に確定するものとす。

(三) 事業完了期 本事業は當初調査總筆數二百五十二萬筆の見込を以て、大正六年度より十一年度に至る六年間に之を完成する計畫なりしが、既往の實績に徴するに調査は周到精細の手續を必要とし、又調査筆數も著しく増加し三百五十萬筆の巨きに達せむとするの狀況なるに由り、更に二箇年を延長し大正十三年度を以て全鮮の調査を完了することとせり。

(四) 實績 本事業は當初京畿、忠南北、全南、慶南北及平南の七道より調査を開始し順次他道に及ぼせるものにして、大正十二年末現計に依れば二千五百餘府面、三百五十萬筆の要調査豫定に對

し全鮮を通し實地調査を了せざるは僅に咸鏡南道に於ける七面三萬三百筆(見込)に過ぎず。又査定公示は忠北、忠南、全南及慶南の四道は既に終了し、全鮮を通して査定公示を終了したるもの二千五百一十一府面、二百九十萬二千餘筆に及び査定公示未了のものは三百七十二府面、此の筆數五十七萬八千餘筆を算す、而して事業着手以來の年度別業務進行狀況左の如し。

年 度	實 地 調 査		査 定 公 示	
	府 面 數	筆 數	府 面 數	筆 數
大 正 六 年 度	四三三	四九二、四三六	—	—
大 正 七 年 度	六七六	七七八、二七三	一	四六一
大 正 八 年 度	三三二	四九七、七一九	一一四	一〇四、九三五
大 正 九 年 度	二七八	三八八、四五九	三九一	四三四、一三九
大 正 十 年 度	三〇五	四七二、二八二	四八八	五一八、〇九九
大 正 十 一 年 度	二九一	四八四、一六〇	三五三	六〇一、九八三
大 正 十 二 年 度	二〇一	三四六、七三五	八〇四	一、二四二、五六四
計	二、五一六	三、四六〇、〇六四	二、一五一	二、九〇二、一八一



## 二、林野調査委員會の裁決

所有者並に境界の査定は貴重なる財産権を永久に確定するものにして之が調査は慎重事に當ると雖時に遺算過誤なきを保し難きを以て、林野調査委員會を設け之が救済を計れり、林野調査令に依り調査を要する總筆數は當初二百五十二萬筆の豫定にして、之に對する不服申立事件は當初餘り多からざる見込みしを以て之が裁決機關たる林野調査委員會は最も小規模なる組織となし大正七年四月委員會官制を發布し大正八年十一月中第一回委員總會を開會、爾來會務の組織的進行を見るに至りしが事件意外に幅濶し裁決の澁滯を來す虞あるを以て大正十年八月若干委員會の規模を擴張し以て事務の進捗を計れり。

(一) 調査委員會の組織權限 林野調査委員會は合議制の機關にして改正官制に依れば委員長一人及委員十五人を以て組織し之に事務官及副事務官各二名、書記及通譯生若干名を附屬せしむ。林野調査令に依り道知事の査定に對し不服あるものには、三十日間の公示期間満了後六十日以内に不服の申立を爲し林野調査委員會の裁決を求めしむ、委員會は理由を附したる文書を以て裁決をなし林野の所有權は此裁決に依り終局的に確定す、然れども査定の確定又は裁決を経たる事項にして査定又は裁決の基因に犯罪行為の伴ふ場合には特に査定の確定又は裁決の日より三年内に林野調査委員會に再審の申立を爲すを得しむ。

(二) 實績 査定又は裁決後不服申立期間満了完結して全く權利關係を確定するに至れる府郡は大正十二年度末現在に於て九府十四郡なり、其餘の三府二百四郡は不服申立中又は不服申立期間にあるものと査定未済のものに屬す。

委員會に於て受理せる不服申立事件數は、大正八年度以降大正十二年度に至る累計七萬二千三百七件に達せり、之に不服申立期間中に屬するもの及査定未済地域に對する不服申立の見込件數を加算すれば總數實に十一萬件の巨きに上らむとする狀況にあり、前記受理事件數に對し、同年度迄に處理を了したる累計件數は一萬二千五百四十三件にして鋭意調査に努力せるも總受理件數の纔に一割七分に過ぎざるは現在の組織に於て亦不得已所なりとす、仍て大正十四年度よりは更に委員會の組織を擴張し以て裁決事務の進捗を期せむとするの計畫なり、年度別及道別處理の實績を示すこと附表(第二表)の如し。

## 第三節 國有林區分調査

國有林區分調査事業は國有林經營又は國土保安等の爲將來國に於て保存の要あるものと否らざるものとを區分を調査決定し、國有林野管理經營の基礎を樹立すると同時に不要存林野に對しては之を一般に開放せんとするの目的に出でたるものにして其の概要左の如し。



## 一、要存不要存の區分標準

本調査を實施するに方り先以て調査の基本となるべき要存不要存の區分標準を樹て、即ち(1)軍事上又は學術上存置の必要ある箇所(2)國土保安上存置の必要ある箇所(3)一事業區として經營するに足る約二千町歩以上集團せる箇所(4)其の他國有林經營上之に附屬せしむるを便利と認むる箇所等を以て要存、豫定林野とし、之に該當せざるものを不要存林野とす、此不要存林野を二種に區別し(イ)舊森林法の規定に依り地籍の届出を爲さざりし爲國有に歸屬したるもの、又は(ロ)從來の慣習に依り同法施行前より占有し引續き之を禁養するもの(ハ)其の他特別の緣故關係を有するものにして其の緣故關係により貸付賣却等の處分に方り一般に開放し難き事情の下に在るものを以て之を第二種不要存林野となし、是以外の何等緣故者を有せず一般に開放し得べき林野を第一種不要存林野として調査することとせり。尙右第二種不要存林野は夫れく緣故者を有するを以て一般に開放處分し難き事情あり、且之が處分は急速にするの必要を認めざるに依り、區分調査に於ては前記要存豫定林野及第一種不要存林野と認めらるゝ國有林に對してのみ詳細調査を爲し要存置不要存置を區分する事とせり。

## 二、調査機關及方法

營林廠所管區域に屬する國有林野については同廠、其の他は全部本府直屬の事業となし、技手を班

長とする調査班を編成し、實查の上前掲標準に據り要存否の區分を爲し要存豫定林野に對しては境界を定め標識を設け五萬分一見取圖及地況林況等の概況を知るに足る調書を作製し、又第一種不要存林野は查了後直に造林貸付等の處分を要するを以て之に就ては各箇所毎に境界を査定し標識を設けたる上簡易なる實測を行ひて六千分一圖及處分上必要なる事項の調書を作製す。

## 三、事業完了期

本府の事業は明治四十四年度より、營林廠の事業は大正二年度より之に着手し、共に大正十一年度を以て完了する計畫なりしが、林野整理調査施行の結果之と並行するの要あるを以て、整理調査の豫定年度延長に伴ひ本事業も大正十三年度に延長したり。

## 四、實 績

要調査面積六百三十六萬町歩の内、本府所管區域四百十八萬町歩營林廠所管區域二百十八萬町歩の見込を以て調査を進め來り大部分は查了するに至れるが林野整理調査に際し新に編入又は除外せる等に因り境界並面積に異動を來せるものあり、而して大正十二年度末現在に於ける調査確定面積は本府四百十八萬二千町歩、營林廠二百十一萬町歩にして此の種類別面積左の如し。(單位千町歩)



種別	所管區域		種別	計
	本府	營林廠		
計	三、二〇〇	二、二一〇	五、三二〇	九八二
計	九八二	一	九八二	四、二八二
				二、二一〇
				六、二九二

五、現在の所有別及管理状況

現在に於ける國民有林野所有別管理状況を示せば左の如し。(單位千町歩)

所有別	管理状況	計
要存豫定林野		五、三二〇
内	山林課出張所管轄	一、二三〇
	保護區監視所區域	一七〇
	未設區域	六七三
	道知事管轄	一、〇〇七
譯	未設區域	

六、將來の所有者別推定面積

種別	所有別		種別	計
	第一種不要存林野	第二種不要存林野		
計	一、〇九〇	三、二〇〇	五、三二〇	九八二
内	演習林貸付、史蹟關係地			二六六
	處分濟			八二四
	内貸付			七〇〇
	讓與			一〇四
譯	交換			一七
未處分				三
處分濟				二六六
内貸付				一二六
讓與				七四
譯	與			五二
未處分				二、九六四
民有				六、三九〇
計				一五、八八〇



既往の實績に鑑み將來の見込面積を推定して國有林野として調査する、總面積を概算すれば、要存豫定林野五百三十一萬町歩、第一種不要存林野百九萬町歩合計六百四十萬町歩にして（當初の見込より百三十萬町歩減少）尙此他の第二種不要存林野三百九萬町歩を合すれば總計國有林は九百四十九萬町歩なり、此中民有に移すべきものを整理處分するときは將來國有林野は五百三十一萬町歩民有林野は千五十七萬町歩となる見込なり。（左表參照）

將來所有別推定面積表

（單位千町歩）

所有別	現		在		將來の整理處分 に依る異動面積	將 來		
	面積	件數	面積	件數				
國有林野	九、四九〇		五、三一〇	一、〇九〇	減 一、〇九〇	五、三一〇		
							内譯	
							要存豫定林野	第一種不要存林野
民有林野			六、三九〇	増 四、一八〇		一〇、五七〇		
							第二種不要存林野	三、〇九〇
計			一五、八八〇			一五、八八〇		

### 第三章 國有林野の處分

#### 第一節 不要存林野の處分

第二章に述べたる如く區分調査の成績に依れば國有林野中約四百十八萬町歩は不要存林野と認められ是が内譯を見るに林野調査の結果より推算せば、第一種不要存林野の面積は約百九萬町歩、第二種不要存林野の面積は約三百九萬町歩の見込にして、是等は悉く民有に移さるべきものなり。不要存林野の處分は明治四十一年韓國政府の制定に係る森林法施行以來開始せられ、明治四十四年森林令發布の結果逐年處分進捗せり其の明治四十三年度乃至大正十二年度の年度別成績を示せば左表の如くにして大正十二年度末累計は約八萬七千件、九十七萬町歩に達せり。

不要存林野年度別處分表

區分	年度		面積 町	件數 件
	單位	度		
内地	明治十三年	六	六三三	九
	明治十四年	三三	六〇九	七〇
朝鮮	大正元年	二九	六〇三	七〇
	大正二年	二八	六〇三	七〇
計	大正三年	三七	五〇七	七〇
	大正四年	三三	五〇七	七〇
計	大正五年	二六	四〇〇	五〇
	大正六年	三五	四〇〇	五〇
計	大正七年	二七	三〇〇	四〇
	大正八年	二九	三〇〇	四〇
計	大正九年	三三	三〇〇	四〇
	大正十年	三六	三〇〇	四〇
計	大正十一年	二八	二〇〇	三〇
	大正十二年	三三	二〇〇	三〇
計	大正十三年	五	一〇〇	二〇
	大正十四年	三	一〇〇	二〇
計	大正十五年	二	一〇〇	二〇
	大正十六年	一	一〇〇	二〇
計	大正十七年	一	一〇〇	二〇
	大正十八年	一	一〇〇	二〇
計	大正十九年	一	一〇〇	二〇
	大正二十年	一	一〇〇	二〇
計	大正二十一年	一	一〇〇	二〇
	大正二十二年	一	一〇〇	二〇
計	大正二十三年	一	一〇〇	二〇
	大正二十四年	一	一〇〇	二〇
計	大正二十五年	一	一〇〇	二〇
	大正二十六年	一	一〇〇	二〇
計	大正二十七年	一	一〇〇	二〇
	大正二十八年	一	一〇〇	二〇
計	大正二十九年	一	一〇〇	二〇
	大正三十年	一	一〇〇	二〇
計	大正三十一年	一	一〇〇	二〇
	大正三十二年	一	一〇〇	二〇
計	大正三十三年	一	一〇〇	二〇
	大正三十四年	一	一〇〇	二〇
計	大正三十五年	一	一〇〇	二〇
	大正三十六年	一	一〇〇	二〇
計	大正三十七年	一	一〇〇	二〇
	大正三十八年	一	一〇〇	二〇
計	大正三十九年	一	一〇〇	二〇
	大正四十年	一	一〇〇	二〇
計	大正四十一年	一	一〇〇	二〇
	大正四十二年	一	一〇〇	二〇
計	大正四十三年	一	一〇〇	二〇
	大正四十四年	一	一〇〇	二〇
計	大正四十五年	一	一〇〇	二〇
	大正四十六年	一	一〇〇	二〇
計	大正四十七年	一	一〇〇	二〇
	大正四十八年	一	一〇〇	二〇
計	大正四十九年	一	一〇〇	二〇
	大正五十年	一	一〇〇	二〇
計	大正五十一年	一	一〇〇	二〇
	大正五十二年	一	一〇〇	二〇
計	大正五十三年	一	一〇〇	二〇
	大正五十四年	一	一〇〇	二〇
計	大正五十五年	一	一〇〇	二〇
	大正五十六年	一	一〇〇	二〇
計	大正五十七年	一	一〇〇	二〇
	大正五十八年	一	一〇〇	二〇
計	大正五十九年	一	一〇〇	二〇
	大正六十年	一	一〇〇	二〇
計	大正六十一年	一	一〇〇	二〇
	大正六十二年	一	一〇〇	二〇
計	大正六十三年	一	一〇〇	二〇
	大正六十四年	一	一〇〇	二〇
計	大正六十五年	一	一〇〇	二〇
	大正六十六年	一	一〇〇	二〇
計	大正六十七年	一	一〇〇	二〇
	大正六十八年	一	一〇〇	二〇
計	大正六十九年	一	一〇〇	二〇
	大正七十年	一	一〇〇	二〇
計	大正七十一年	一	一〇〇	二〇
	大正七十二年	一	一〇〇	二〇
計	大正七十三年	一	一〇〇	二〇
	大正七十四年	一	一〇〇	二〇
計	大正七十五年	一	一〇〇	二〇
	大正七十六年	一	一〇〇	二〇
計	大正七十七年	一	一〇〇	二〇
	大正七十八年	一	一〇〇	二〇
計	大正七十九年	一	一〇〇	二〇
	大正八十年	一	一〇〇	二〇
計	大正八十一年	一	一〇〇	二〇
	大正八十二年	一	一〇〇	二〇
計	大正八十三年	一	一〇〇	二〇
	大正八十四年	一	一〇〇	二〇
計	大正八十五年	一	一〇〇	二〇
	大正八十六年	一	一〇〇	二〇
計	大正八十七年	一	一〇〇	二〇
	大正八十八年	一	一〇〇	二〇
計	大正八十九年	一	一〇〇	二〇
	大正九十年	一	一〇〇	二〇
計	大正九十一年	一	一〇〇	二〇
	大正九十二年	一	一〇〇	二〇
計	大正九十三年	一	一〇〇	二〇
	大正九十四年	一	一〇〇	二〇
計	大正九十五年	一	一〇〇	二〇
	大正九十六年	一	一〇〇	二〇
計	大正九十七年	一	一〇〇	二〇
	大正九十八年	一	一〇〇	二〇
計	大正九十九年	一	一〇〇	二〇
	大正一百年	一	一〇〇	二〇



然れども處分後に讓與返還等異動を生ずるが爲年度別處分累計は現在處分總數と合致せず、即ち此の如き處分後の異動數を差引き、大正十二年度末現在に於ける種別處分面積を擧ぐれば左表の如く、第一種不要存林野約八十二萬四千町歩第二種不要存林野約十二萬六千町歩なり。

不要存林野種別處分表

區	分		貸	付	讓	與	賣	却	交	換	計
	内地人	朝鮮人									
第一種不要存林野	内地人	朝鮮人	三七、八四〇	三四、二二七	二四、六六六	七九、二〇三	一〇三、八八九	一六、九三〇	四、九九〇	三、四七九	三九七、九一五
	計	計	七〇、〇六七	七〇、〇六七	一〇三、八八九	一〇三、八八九	一六、九三〇	三、四七九	八四、三四九		
第二種不要存林野	内地人	朝鮮人	三、三三八	五、四七一	一、五九二	五、四三六	五、〇一九	—	—	—	一〇一、九〇九
	計	計	七、七九一	七、七九一	五、〇一九	五、〇一九	—	—	—	二五、八二八	
合 計	内地人	朝鮮人	三八〇、一六八	三九三、六八八	二六、二三七	二二、九四〇	一六、九三〇	四、九九〇	三、四七九	三、四七九	四二一、八四四
	計	計	七七三、八六六	七七三、八六六	一五五、八七七	一五五、八七七	一六、九三〇	三、四七九	三、四七九	九五〇、一四三	

備考 本表は大正十二年度末現在調にして、上述の如く貸付後造林成功讓與又は返還處分を爲す等處分後異動を生ずるが爲前表の年度別處分數の累計と符合せざるものあり。

故に今後處分を要するものは第一種に於て約二十六萬六千町歩、第二種に於て約二百九十六萬四千町歩の見込にして右處分未済の第一種不要存林野に付ては概ね出願中に屬するを以て着々處分せらるゝに至るべく、第二種不要存林野は林野整理調査の進捗に伴ひ漸次處分せらるべきものとす、尙此等二種の不要存林野の處分方法、實績等につき左に各別に説明すべし。

一、第一種不要存林野の處分

第一種不要存林野は其他の林野に比し概して荒廢甚しく急速復舊を圖る必要あるを以て、是が處分に當りては單に離權處分を爲すを以て足れりとせず、可及的造林の速成を期する方法を講ずるの要あり。依て韓國政府の制定に係る森林法に於ては部分林の制度を設けたりと雖、其の成績良好と認め難かりし爲め、森林令に於ては部分林の制度を廢して之に代ふるに造林貸付の制度を以てし特殊の場合に於ては讓與、賣却又は交換の方法に依り國有林野を處分することとせり。而して國有林野は他の官有不動産とは趣を異にするものあるを以て是が處分手續につきては大正元年勅令第六號朝鮮國有森林、未墾地及森林產物特別處分令に依り隨意契約を以て賣却又は貸付を爲すことを得るの特別規定を設けられ又是等林野の處分は從來五町歩以下の貸付に限り道知事に委任し他は總て總督の權限に屬したるも事務の簡捷を計り處分の敏活を期する爲、大正九年四月以降貸付に付ては五十町歩以下、賣却、讓與及交換に付ては十町歩以下のものは道知事をして處分せしむ、以下處分の



方法に従ひ分説すべし。

(一) 貸付 造林貸付の制は森林令第七條の「朝鮮總督は造林の爲國有森林の貸付を受けたる者に對し事業成功したる場合に於て特に其の森林を讓與するを得」なる規定に基き一般に造林を獎勵し荒廢山野の救済を計らむとする趣旨に出でたるものにして本制度の趣旨を周知せしめむが爲に「借地造林手引」なる小冊子を各地官公署及企業家等に配付し大に出願の獎勵に努めたる結果始政以來借地出願年を逐ふて漸次増加し、殊に近年に至りては内地に於ける大林業家の之に着目するもの相次ぎ、相當大計畫の下に出願するものあるに至れり。

尙林野の貸付の内には礦業用地、牧畜用地及宅地等造林以外の用途にも供するものあるも、其の數云ふに足らざるを以て茲に詳記せず。

而して貸付處分の状況を見るに大正十二年度末迄に處分せる造林貸付の件數約四萬四千件、面積八十一萬四千町歩を算し、此の内一事業家にして、千町歩以上の貸付を受け居る者五十八人、此の總面積約三十六萬二千町歩にして、尙其の内一萬町歩を超ゆる者九人、此の總面積約二十四萬三千町歩に達す。然れども大正十二年度迄に事業成功に依り讓與を爲したるものは未だ約二千五百三十件面積三萬町歩に過ぎず、是れ貸付期間は通例五年乃至十五年を要し、貸付地の大部分は目下造林施業中にして豫定の事業成功の域に到達せざるに依るもの、如し、此の種の事業は往々

實行の豫定計畫に伴はざるの例乏しからざるを以て、銳意事業を督勵する必要上借受人をして毎年施業の状況を届出でしめ、常に其の造林状況に注意し可成實地に就き指導監督を加へつゝあり。

林野造林貸付處分の状況左表の如し。

林野造林貸付年度別處分表

區分	内 地 人		朝 鮮 人		計	
	件數	面積町	件數	面積町	件數	面積町
明治十三年	四	五四	九	三六	一三	八五〇
明治十四年	四	四一	三六	五五	四〇	一、〇〇九
大正元年	六	四四	三〇	七、〇〇八	三六	一、〇〇九
大正二年	三三	五五	七、八八八	七、〇〇八	一一一	一、〇〇九
大正三年	二四	四八	七、一七九	七、〇〇八	九六	一、〇〇九
大正四年	一九	三三	八、八三三	七、〇〇八	九七	一、〇〇九
大正五年	一七	二五	六、四〇〇	七、〇〇八	八二	一、〇〇九
大正六年	一〇	一五	二、六六四	七、〇〇八	三六	一、〇〇九
大正七年	一七	二二	九、一〇〇	七、〇〇八	二六	一、〇〇九
大正八年	一九	二五	六、九二一	七、〇〇八	二五	一、〇〇九
大正九年	一九	二五	九、九六	七、〇〇八	二五	一、〇〇九
大正十年	二七	三三	九、九六	七、〇〇八	二五	一、〇〇九
大正十一年	一六	二一	一、二七五	七、〇〇八	一三	一、〇〇九
大正十二年	二七	三三	一、二九二	七、〇〇八	一五	一、〇〇九
計	一九七	二四〇	四一、九〇〇	三、〇〇〇	四二	一、〇〇九

(二) 讓與 前述の造林貸付地の事業成功の場合讓與する外、永年禁養したるものにつきても造林成功と見做して直ちに讓與するの特典を與ふ。尙朝鮮に於ては先づ一般に植林思想を鼓吹し造林施







代	金圓	區分										計		
		明治十三年	明治十四年	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年			
	—	三	二、五五	五、四九	九、四三	五、〇〇	一〇、二五	五、八四	三〇、九三	二、五七	九、六六	三、八三	二四、六五	四七、二五

(四) 交換 國有林野は公用に供し又は公共の利益となるべき事業に供する爲必要なとき、又は官有地整理上必要のときに限り交換することを得るも、從來處分せるものは三件、三千四百七十九町歩にして内一件三千四百七十八町歩は京城府外清凉里所在林業試験場用地と交換せるものなり。

二、第二種不要存林野の處分

國有林區分調査に於ては明治四十五年發令の「森林山野の國有私有區分に關する認定標準」に據りて施行したる結果、左記各號の如きものは民有と認定せずして尙之を第二種不要存林野として緣故ある國有と認めたり。

- (1) 永年樹木を禁養したる事實を有する林野なるも、舊森林法第十九條に依る地籍届を提出せざりし爲國有に歸屬したる土地。
- (2) 從來樹木を禁養しあるも立木度又は禁養期間等に於て永年禁養の認定標準に比し稍缺くるところある土地。
- (3) 前記の場合を除く外國有私有認定標準の各號の何れかに該當する箇所なるも舊森林法第十九

條に依る地籍届を提出せざりし爲國有に歸屬したる土地。

(4) 樹木を禁養したるに非ざるも、從來區域を定めて占有し柴草採取等の利用を爲したる土地。

(一) 法令に依る整理 是等特種の緣故關係を有する第二種不要存林野は事實上私有たるべきもの尠からず既記第一種不要存林野とは著しく趣を異にするものあるを以て、現行森林令其他の法規に於ては是等緣故關係の厚薄に依り之が救済の途を購せり、即ち前記(一)に就ては本來森林として營經し來りたるものにして事情最も酌量すべきものなるが故に、森林令に於ては其の土地は造林の目的の爲に從來の禁養者に貸付したるものと看做し、永年禁養の事實を以て造林事業の成功と認め、直に森林を禁養者に讓與することゝなせるが、更に進むて林野調査令及其の附屬法規に依りては此の種の林野は別に讓與の手續を爲さるるも直に禁養者の私有に査定せらる。加之朝鮮林野調査令施行手續に於ては更に右の内、左記各號の一に該當するものは直に緣故者の私有と認むることゝしたり。

- (1) 確定判決を有する等私有たる證據を有するも舊森林法に依る地籍届を爲さざりしもの。
- (2) 舊森林法施行前適法に占有したるものにして引續き禁養を爲し現に平均立木度合十分の三以上に達したるもの。

(二) 契約に依る處分 右以外の第二種不要存林野は其緣故を尊重して緣故者に造林貸付を爲し、尙



其の貸付の事情に依り無料とするを得ることとし、又隨意契約に依り賣却を受くることを得せしむ。

右の如く夫々救済の方法を講じ遺憾なからしめむことを期したるが之が救済の方法をして主として造林事業の成功如何に係らしむる所以は、偏に地方人民を誘導して植林の事業を促進し以て多年荒廢せる山野を救治せむとする主旨に外ならず。

### 第二節 特例に屬する要存豫定林野の處分

國有林野中國有として存置を要すべき要存豫定林野は原則として處分を爲さず、唯た公用又は公益事業の爲にする場合に離權處分を爲し鑛業其の他の事業の爲にする場合に貸付處分を爲す。而して是等の處分は道知事の處分權限に屬するものに付ても經伺の上處理せしむ、右に依る處分狀況を分説すること左の如し。

#### 一、公用又は公益事業の爲にする處分

森林令に於ては國土保安又は森林經營の爲國有として、存置する必要ある林野は公用又は公益事業の爲にする場合を除くの外之を賣却、交換又は讓與することを得ざる旨規定せり、然し公用又は公益事業の爲にする場合と雖成る可く要存豫定林野以外の林野に於て其の目的を達せしめ、只要存豫定

林野以外に適當の箇所なくして要存豫定林野を使用する萬已むを得ざる必要ある場合に限り要存豫定林野を處分す。而も之が處分を爲すに當りては其の事業の性質及内容を精査し特殊の事情あるときのみ離權處分を行ひ其の他の場合に於ては單に要存豫定林野の儘貸付を爲すに止む。明治四十三年度より大正十二年度に至る十四箇年間に於ける處分件數九十九件、面積約十五萬町歩にして其の種類別件數及面積を表示すること左の如し。

公用又は公益事業の爲にする處分種類別表

種別	年次	換管所					計
		道路、鐵道用地	大學演習	學校	地方	模範	
町件	町件	町件	町件	町件	町件	町件	町件
明治十三年度							
明治十四年度							
大正元年度							101,000
大正二年度							101,000
大正三年度							
大正四年度							
大正五年度							
大正六年度							
大正七年度							
大正八年度							
大正九年度							
大正十一年度							
大正十二年度							
計							



備考 一件の面積にして一町歩に満たざるものは面積を記さず

## 二 鑛業其の他の爲にする處分

鑛業令に於ては鑛業の爲必要あるときは朝鮮總督の許可を受け他人の土地を使用又は收用することを得る旨規定せられあるを以て、鑛業の用に供する爲必要ある場合に於ては要存豫定林野と雖國土保安上支障なき限り鑛業保護上特に必要なる區域を限定して要存豫定林野の儘之を貸付し、尙坑口敷、鑛滓捨場敷の如き廢地に歸すべき土地を貸付するときは貸付期間内に地價の全額を回收すべき見込を以て貸付料を査定納入せしむることとせり。

鑛業以外の事業の爲貸付處分を爲す場合に付ては法規には移民團體の用に供するとき、造林又は牧畜の用に供するとき、林業に直接附隨の用に供するとき、其の他一年の見積貸付料百圓を超ざるべきの如きは隨意契約に依り貸付を爲し得る旨の規定あるも、林業に直接附隨の用に供する場合の外は廣く是等の爲に要存豫定林野の貸付を爲さず、成るべく要存豫定林野以外に於て其の目的を達せしむることとし、從來要存豫定林野の貸付を爲したるもの僅に一件に過ぎず、而して林業に直接附隨の用に供するもの即ち國有森林の立木の拂下を受け又は國有土石の採取を許可せられたる場合に於ては立木の拂下地、土石の採取許可地又は其の附近の要存豫定林野を使用するに非ざれば、事業遂行不可能なる場合あるを以て、國土保安上又は森林經營上支障なき限り要存豫定林野の儘必要

なる區域の貸付處分を爲し、以て既に許可したる事業を經營せしむるに遺憾なきを期するものなり。尙右に依る處分の狀況を掲ぐれば明治四十三年度より大正十二年度に至る十四箇年間に於ける處分件數三十四件面積百五十五町歩なり。

## 第四章 國有林の經營

國の經營に豫定せる國有林野は約五百十九萬町歩（要存豫定國有林野約五百三十一萬町歩中大學演習林として貸付中に屬するもの及史蹟關係を有するもの合計約十二萬町歩を除く）の見込にして、其の内鴨綠、豆滿兩江の流域に屬する約二百一十一萬町歩の林野に對しては、營林廠を設け之が管理經營の任に當らしめ、又營林廠外の林野約三百八萬町歩中約百四十萬町歩の區域に對しては、經營機關として山林課出張所を設置し、爾餘の林野は單に地方廳をして保管の任に當らしめつゝあるに止る、以下總督府直轄及營林廠管内の二部に分ち之が大要を記述せむとす。

### 第一部 總督府直轄林野

#### 第一節 機關

總督府直轄に屬する要存豫定林野約三百八萬町歩に對しては、從來地方長官をして是が保管の任に當らしめ保護區及山林監視所を設け是が保護に當らしむるもの、外何等積極的施設を爲したることなか



りしが、大戰以來經濟界の異常なる發達に伴ひ木材の需要も亦激増し、林産物の拂下を出願するものに相踵くの狀態を呈し來りたるのみならず、公用又は公益事業に必要な用材の供給不足をも告ぐる狀況に立至りたるを以て、老齡林は之を伐採搬出して一般の需要に應ずると共に、未立木地及伐採跡地に對しては漸次造林を行ふの必要を認め大正八年六月府令第百六號を以て、要存豫定林野中差當り緊急を要する十箇所に山林課出張所を設け(内楊州出張所は大正十二年四月廢止)亞て大正九年度九箇所、大正十年度七箇所、大正十二年度三箇所及大正十三年度に於て一箇所を増設し現に二十九箇所の

山林課出張所をして植伐實行の任に當らしめつゝあり。

尙山林課出張所配置箇所につきては附表(第三表)を参照すべし。

山林課各出張所に於ける職員は所長たる技手一名及雇員以下若干名を置き其の擔當事務は、施業案に基く年伐量の處分(出張所長に對しては委任事項規定に依り、一件の金額百圓以下又は材積百尺締以下の國有林産物賣却及讓與に關する處分につき專決し得るの權限を與へ、處分の敏速と事務の簡捷を圖り専ら之が成績を擧ぐることに努めつゝあり)並伐採跡地及未立木地の造林事業等にして、從て之に附帶する苗圃事業をも行ひ、各出張所に於て目下一町歩乃至三町歩の苗圃を經營しつゝあり。

### 第二節 林況、主要樹種及蓄積

總督府直轄に於ける國有林約三百八萬町歩は濫伐、火災又は火田の慘害を蒙りたる箇所尠ならずして其の林相概ね良好ならず從來の區分調査等に依り推測すれば、其の蓄積は大約一億二千萬尺締(内針葉樹及濶葉樹各約五割の見込)なるが如く、之に營林廠管内の蓄積を通算すれば全鮮國有林の蓄積は凡九億五千萬尺締を算すべきに似たり。

總督府直轄國有林は北咸北より南濟州島に至る全鮮に亘りて分布せるも大部分は中部以北に集團し就中大集團を成せる咸鏡南北道、平安南北道、江原道の奥地即ち朝鮮半島の脊梁を爲せる交通不便の地に屬し主として成林地なり。

此の如く南北に延長せるを以て、北寒帯より南暖帯に至る迄各種の樹木を生し、其の分布は地方に依り同じからずと雖、北部及高山地帯にはタウヒ、テウセンカラマツ、テウセンハリモミ、タウシラベ、テウセンマツ、シラカンバ等を主木とし、中部より南部に亘りてはアカマツ多くナラ、クヌギ、リク等の濶葉樹を混生す、最南部に至れば九州地方に見るが如きカシ、シヒ等の常綠濶葉樹及竹林の存在するを見る。

### 第三節 施業案の編成

總督府直轄國有林に於ては從來林産物處分上必要な林地に對し、明治四十四年度以降本府に於て林



野區分調査圖(縮尺五萬分之一)に依り、應急的に簡易なる施業案を編成し來りしが、大正八年に至り山林課出張所の設置せらるゝと共に積極的に假施業案編成の方針を樹て、假施業案編成規定を制定して本事業實行上の基準たらしめ、爾來着々調査の歩を進めつゝあり、今既往に於ける調査成績を擧ぐれば左の如し、(單位千町歩)

明治四十 四年度	自大正元年度 至大正三年度	大正 四年度	大正 五年度	大正 六年度	大正 七年度	大正 八年度	大正 九年度	大正 十年度	大正 十一年度	大正 十二年度	計
七	一	六	一	一七	九	一〇	三	一五	一六	一〇	六四

#### 第四節 伐採利用

總督府直轄國有林は林相良好なるもの比較的少きを以て、從來努めて伐採を制限し、左記各號の一に該當し且森林更新の見込確實なる場合の外通例伐採せざる方針を採り來れり。

- (1) 公用又は公益事業の爲必要なるとき。
- (2) 非常の災害ありたる場合に於て其の罹災者に建築修繕の材料又は燃料を供給するとき。
- (3) 保護又は奨勵を要すべき工業者に其の原料又は必要なる材料を供給するとき。
- (4) 鑛業に必要な木材を鑛業者に供給するとき。

- (5) 地元住民に其の自家用に必要な用材又は燃料を供給するとき。
  - (6) 森林經營上伐採を有利と認むるとき。
  - (7) 前各號の外朝鮮總督府又は地方長官に於て特に伐採を必要と認むるとき。
- 然れども山林課出張所を設置したる箇所及施業案編成済にして既に一定の年伐量を決定せる箇所に對しては漸次積極的に利用更新を行ふの方針を取れり。而して本府管内に於ける伐採處分は總て立木の儘處分するものにして未だ官行斫伐を行ひたることなし。

#### 第五節 林産物の處分

従前特に官に於て伐採を禁止せる林野以外の國有林は、之を無主公山と稱し何等の制限なく自由に人民の入山伐採を許せし結果、濫伐暴採到る所に行はれ、其の弊害測るべからざるものあるに鑑み、明治四十一年始めて森林法を發布し從來の自由採取を嚴禁し同年國有林産物賣却に關する勅令を發布し處分の準繩を示せり、其後明治四十一年六月現行森林令及森林令施行規則を發布して舊森林法に代らしめ、次て大正元年八月特別處分に關する勅令を制定せり、現行規定に依る林産物の處分は賣却、讓與及土石處分の三種にして、左に之が大様を説述すべし。

##### 一、賣却處分



(一) 處分手續 林産物の賣拂は一般會計法の規定に従ひ、通常公賣に付するを原則とするも左の場合に於ては特に隨意契約を以て賣却する事を得るものとす。

- (1) 公用又は公益事業の爲必要なとき。
- (2) 鑛業の爲必要なとき。
- (3) 縁故ある森林の産物を縁故者に賣拂ふとき。
- (4) 重要物産の製造業者に其の原料を賣拂ふとき、又は原料と共に更新上の關係ある混生木を賣拂ふとき。
- (5) 森林の更新上關係ある場合特定の資格を有する木材業者に賣拂ふとき。
- (6) 見積價格千圓を超えざるるとき。
- (7) 國有森林の事業の請負人に其の事業に必要な産物を賣拂ふとき、又は國有森林の産物の買受人に其の産物の搬出其他の處置に必要な産物を賣拂ふとき。

而して前記(4)に掲ぐる重要産物とは紙、燐寸、經木、コルク、丹寧、乾餾液、漆器、染料、藥品、各其の材料、椎茸、鐵道枕木、包装箱及其の箱板を指稱す。

産物の賣拂は一時賣却の外、特別なる場合に年期賣却の方法に依る事を得、年期賣却は一定の區域に於ける主産物に付其の種類及數量を指示し、十箇年を超えざる期間内に於て毎年度引渡物件に對

する代金を納入せしめ分割引渡を爲すものにして、現行規定に於ては左の場合に限定せらる。

- (1) 特別の設備を施すに非ざれば産物の利用困難なるとき。
- (2) 特別の設備を施すときは産物の利用程度を著しく増進するるとき。

(二) 處分官廳 以上は賣却手續の大様に付説述せり、以下之れが處分官廳に付述ぶれば左の如し。

(1) 道知事 道知事は各其道内に於ける本府山林課出張所轄外の區域を管理し、其の管理區域内の材積五百尺締價格五百圓を超えざる産物の賣拂を實行す。

(2) 山林課出張所 山林課出張所は其の所轄區域内に於ける價格百圓を超えざる産物の賣拂を實行す。

(3) 總督府 營林廠管理區域外の森林産物にして道知事及山林課出張所長の權限を超ゆるものを處分す。

明治四十三年度以降主産物賣却處分を實行せる件數、數量及金額を表示せば左の如し

林野主産物賣却處分表

區分	年	單位	明治四		明治四		大正元		大正二		大正三		大正四		大正五		大正六		大正七		大正八		大正九		大正十		大正十		計
			十三年	十四年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	
本府	件	件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
府	件	件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
處	件	件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
分	件	件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
代	圓	圓	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
數	圓	圓	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
量	尺	尺	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
數	尺	尺	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金	圓	圓	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
圓	圓	圓	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—



區分	年	單位	道件數	處數量	分代金	山所件數	林課處數量	出處數量	張分代金	合計	代金	圓
明治	十四	年								七三、九五		
明治	十四	年								四、一五〇		
大正	元	年								六八、二六		
大正	二	年								四、四九		
大正	三	年								七、二六		
大正	四	年								一、〇七		
大正	五	年								一、二〇		
大正	六	年								一、八四		
大正	七	年								一、八六		
大正	八	年								四、〇三		
大正	九	年								二、八七		
大正	十	年								二、〇六		
大正	十	一年								三、〇三		
大正	十	二年								三、七〇		
計										二七、二八		

備考 大正二年度迄の處分は本府及道處分の區別別明せざるを以て合計のみを記載せり。

二、讓與處分

- (一) 處分手續 森林令の規定に依れば國有林產物は左の場合に於て讓與し得るものとす。
    - (1) 公用又は公益事業の必要あるとき。
    - (2) 非常災害の場合其の罹災者に建築、修繕の材料又は燃料を供給する爲必要なるとき。
- 右の外森林令の規定に依り國有林の保護を命せられたる地元民に對し報酬として產物の一部を又

自家用若は部落用に供すべき產物を讓與する事を得尙森林手入の爲使用したる地元住民に報酬として其の採取したる產物を讓與する事を得る事とせり。

- (二) 處分官廳 讓與處分は林野の所管別に從ひ其の處分官廳を異にする所あるを以て左に説述すべし。
    - (1) 道知事 道知事には價格五百圓又は材積五百尺締以下の讓與處分を專行せしむ。
    - (2) 山林課出張所 山林課出張所長には價格百圓以下の讓與處分を行はしむ。
    - (3) 總督府 道知事山林課出張所長の權限内にあらざる處分は總督之を實行す、營林廠所管森林に關しても讓與處分は營林廠長の職權に屬せず専ら總督の權限に屬せしを大正三年九月一部の處分を委任せしが大正九年四月森林令施行規則改正の結果材積五百尺締、價格五百圓迄の讓與處分は營林廠長をして專行せしむ。
- 右取扱に依り從來處分せる件數數量左の如し

區分	年	單位	件數	數量	分代金	圓
明治	十四	年	10	三	七三、九五	
大正	元	年	三	全	四、一五〇	
大正	二	年	七	二六	六八、二六	
大正	三	年	二	七	四、四九	
大正	四	年	一	一〇	七、二六	
大正	五	年	一	一〇	一、〇七	
大正	六	年	一	一〇	一、二〇	
大正	七	年	一	一〇	一、八四	
大正	八	年	一	一〇	一、八六	
大正	九	年	一	一〇	四、〇三	
大正	十	年	一	一〇	二、八七	
大正	十	一年	一	一〇	二、〇六	
大正	十	二年	一	一〇	三、七〇	
計			10	11	二七、二八	



### 三、土石處分

土石の一部は森林副産物の一種なるも、森林令及同施行規則に依らずして舊韓國政府時代の制定に係る土石採取規則に依り處分す、同規則に依れば左の場所を禁止區域とす

- (1) 皇城及離宮の周圍三百間以内。
- (2) 皇陵園、墓、壇の火巢以内。
- (3) 陸海軍所轄の城堡、要港、火藥庫、彈藥庫及官廳、歷代殿陵の周圍三百間以内。
- (4) 鐵道、軌道、道路、運河、河湖、沼池、堤塘、社寺境内地、公園地、墳墓及家屋の周圍五十間以内。

右禁止區域に於ては土石の採取を許可せざるを原則とするも、前記(3)及(4)の區域に於ては危害若は風致上に支障なしと認むる場合に限り特に採取を許可す、國有土石採取に付ては土石採取料を徴收するも、公用又は公益事業に使用するものに付ては特に免除することを得。

之が處分に就ては石材類五千切、土砂類一千立坪、又は採取料五十圓未滿なるときは各道知事をして專行せしめ、右制限を越ゆるときは總督之を處分す。始政以來大正十二年度迄に處分せるもの石材二千六百八十一萬二千切、土砂八萬二千立坪にして此採取料合計四萬九千圓なり。

### 第六節 造林

從來に於ける國費經營の造林は造林の模範を示し風致の増加を圖り且植栽に關する試験を行ふを目的とし、明治四十年京城白雲洞及平壤牧丹臺の二箇所に開始し、爾後水原、大邱、開城地方にも造林を行ひしが、明治四十四年以降は京城附近に於ける荒廢山野の造林に主力を注ぐこととし砂防植栽及普通植栽を行ひ來れり、植栽樹種はアカマツ、クロマツ及ニセアカシアを主とし、ヤマハンノキ、クヌギ、白楊類之に次ぎ、外に試植せる種類少からず。明治四十三年以降大正十二年に至る十四年間に於ける施業面積八千三百餘町歩にして。植栽苗數二千三百九十八萬本に上れり、施業年度別成績は附表(第四表)に付きて見るべし。

尙大正八年以降新に山林課出張所を設くるや其の所轄國有林内に於て一箇年各百町歩宛を造林せしむる計劃の下に、大正九年度より一町乃至三町歩の樹苗圃を設置經營せしめ、造林を實行せしめつゝあり。因に山林課出張所經營苗圃大正十二年度現在の概況を表示すれば左の如し。

山林課出張所苗圃概況

大正十二年 度 現 在		大 正 十 三 年 春 施 業	
苗圃箇所數	面積	播種	據置挿條及床替
二六	六八町	七一	一五、六九三
		千本	千本
			七、〇一七

### 第七節 保護



## 一、保護機關

明治四十五年國有森林山野保護規則を公布し、地方長官をして國有林野保護の責任者たらしむると共に、特に保護の急要ある林野十六箇所に保護區を設立し、次て大正二年十二箇所の山林監視所を特設(憲兵を置く)し専ら國有林野の保護取締に當らしめたり、爾來漸次増設して大正十三年末現在にては森林保護區六十五箇所、其の所轄區域面積約百七十五萬町歩にして、山林監視所十二箇所、其の擔當面積十四萬町歩を算す。尙大正八年保護區制度を改正し保護區に於ける山林監守を道森林主事を改め司法警察權を附與せしが刑事訴訟法改正に伴ひ大正十三年五月府令第三十三號に依り道森林主事及山林課出張所職員に對し司法警察官又は司法警察吏の職務を行ふ者を指命し保護の實を擧ぐるに努めしむ。

上述の保護機關なき國有林に就ては地方官廳及一般警察官憲をして保護取締の任に當らしめつゝあり。

## 二、保護命令

林野の保護に就ては上述の機關を備ふと雖、保護の實效を期するには地方住民の自制に俟つの要あるを以て、森林令に於ては地元住民に對し其連帶の責任を以て國有林野の保護を命し報酬として之に林産物の一部を讓與し得るの制を設け、國有林野の保護を圖る一面の地方住民に便益を與ふるこ

とせり。尙營林廠管内林野に關する保護命令も本府に於て處理するものにして、大正十二年末迄に此命令を發したものは營林廠管内を合して四百四十九箇所、面積約百七十六萬町歩に達す、之が各道別につきては附表(第五表)を參照すべし。

## 三、火田整理

火田は森林に火入を行ひ耕作數年にして地力消耗し收穫の減退するに至り休耕して他に移り、休耕數年地力恢復するに及び再耕作するものにして、内地の所謂燒畑に當り朝鮮古來の因襲たり、現在火田は主として國有林内に於て行はるゝところにして森林を荒廢せしめ山火を惹起し土砂流出の害を招致する等其の弊害極めて大なるものありて、一日も等閑に附すべからず、而して之が取締に關しては法令上罰則等の規定なきにあらずと雖も、因襲久くして其の數も亦著しく多數に上り、之が取締容易ならざるのみならず、一時に之を取締るに於ては彼等の多數は其の生業を失ふことゝなるを以て、大正五年内訓第九號に依り之が整理の方針を定めたるが其の大綱左の如し。

(1) 要存豫定林野又は要存豫定林野と認むべき箇所に對しては新規の火田は勿論從來の火田と雖之を禁止すること。但し現耕火田にして地方長官に於て止むことを得ざる事情ありと認むるときは火入を爲さざる限り繼續せしむることを得。

(2) 傾斜三十五度以上の箇所及國土保安上特に必要なる箇所に對しては新規の火田を禁止するこ



と。

- (3) 前二項の方針に基き嚴重取締を爲し必要に應じ火田民移轉地を設け之に移轉せしむること。
- (4) 其の他の國有林野内に於ては當分從來の慣習に依ること。

右の方針に基き警察官憲を督勵して火入の取締に當らしむると共に、火田移轉民に對しては相當移轉料を給與するの途を開きて、火田民に對し移轉地を設け之が移轉を爲さしめたる結果、整理處々に行はれ漸次火田の耕作を廢するものあるに至れり、最近調査に係る之が整理狀況を示せば左の如し

火田整理實績表

火田民總戸數	移轉戸數	移轉地面積	移轉料支出高
一五、五〇〇 <sup>戸</sup>	一、六五九 <sup>戸</sup>	六、八九二 <sup>町</sup>	二、五八五 <sup>圓</sup>

### 第八節 收入及支出

#### 一、收入

收入の主なるものは林野林産物及土石拂下代金並林野貸付料等なり、今之を年度別に掲ぐれば左の如し。(位單千圓)

明治十三年度	明治十四年度	大正元年度	大正二年度	大正三年度	大正四年度	大正五年度	大正六年度	大正七年度	大正八年度	大正九年度	大正十年度	大正十一年度	大正十二年度	計
3	4	5	6	100	151	229	478	525	530	565	577	600	3,655	

#### 二、支出

支出の主なるものは職員俸給、保護費、造林費、處分調査費、國有林野調査費及施業案調査費等なり、今之を年度別に掲ぐれば左の如し。(單位千圓)

明治十三年度	明治十四年度	大正元年度	大正二年度	大正三年度	大正四年度	大正五年度	大正六年度	大正七年度	大正八年度	大正九年度	大正十年度	大正十一年度	大正十二年度	計
壹	一六	一〇	三	六	六	六	六	三三	三〇三	三六二	五〇〇	六二	八三	三、八六

### 第二部 營林廠管内林野

#### 第一節 機關

營林廠所管國有林野は前記の如く鴨綠、豆滿兩江流域に屬する地域にして咸鏡北道及平安北道の三道に跨り、其の面積約二百一十一萬町歩の見込なり、之が經濟機關を設置せられたる明治四十年(隆熙元年)日韓協約に依り統監府營林廠及韓國西北營林廠設置に初まり後明治四十三年日韓併合成るや新に官制發布せられて朝鮮總督府營林廠となれり。

營林廠は朝鮮總督の所屬にして本廠を新義州府に置き伐木、造材、運材、製材、販賣、林産物處分並



國有林調査等森林經營に關する一切の業務を掌理す、然し其の事業地は何れも新義州を距る數十百里の遠隔地にして直接事業實行に當ること困難なるに依り、惠山鎮、中江鎮の二箇所に支廠を、新架坡鎮、高山鎮、茂山の三箇所に出張所を配置し専ら森林施業實行の任に當らしめ、又會寧には出張所を設置し貯材及販賣事務を掌らしめ、且各支廠長及出張所長に對し林産物及其の製品にして材積五百尺縮又は價格五百圓を超へざるもの、賣却處分をも委任分掌せしむると共に、尙各支廠管内を通し樞要なる十六箇所に派出所を設置し支廠長の指揮を受け主として林産物の處分並利用上の調査、林産物の引渡及保護事務に従事せしめ來れり。

然るに其の所管區域の廣大なるに比し經營機關の充實せざりし爲、其の施業に關する調査周密を缺き又伐木運材等の直營事業も止むなく請負に附し而も監督の充分なるを得ざる等森林の保續的經營に支障を來すの虞なしとせざりき、依て遂に大正九年度に於て事業の刷新を期する爲、一大改造を加へ特に技師五人、書記十人、技手五十人、森林主事六十人を増置し新架坡鎮、高山鎮、茂山の三出張所を支廠に改め(高山鎮支廠は大正十二年五月江界支廠と改稱せり)以て機關を充實すると共に名實相伴ふ直營事業を行はしむる事とせり。

營林廠に於ける現在の定員は廠長以下百六十五名にして、外に囑託五名、雇員百八十七名、助手(備人)百二十九名、その他二百名内外の職工を使役しつゝあり。

### 第二節 林野、主要樹種及蓄積

管内の森林は大半原生林にして針葉樹を主とするも濶葉樹亦尠からず、大正十二年度末營林廠の調査に依れば

内	總蓄積	
	針葉樹	濶葉樹
針葉樹	八二、七六二 <small>萬尺</small>	六〇、六一八 <small>萬尺</small>
濶葉樹	五三、六五九	二二、一四四
豆鴨	豆鴨	豆鴨
滿綠	滿綠	滿綠
江流域	江流域	江流域
二九、一〇三	二四、六八五	四、四一八

にして凡九億萬尺縮の蓄積を有するものと推定せらる、而して前掲針、濶葉樹は概ね寒帶樹種にして利用上主なるものを掲ぐれば左の如し。

紅松ホンソウテウセンマツ(朝鮮五葉松)の俗稱にして直徑三尺以上の大材少からず、其の材質は内地産扁柏材と赤松材との中間に位し、木理通直色澤佳良にして工作を施し易きを以て各種建築用材、家具用材等として其の需要激増しつゝあり。

杉松サシノ タウヒ、タウシラベ及テウセンハリモミを併せたる俗稱にして北海道のエゾマツ、トドマツに類似す材質は紅松に比し稍劣るも價格低廉にして工作容易なるが故に廣く建築用材、家具用材、木羽



板包装用材、經木原料、燐寸軸木、製紙原料等に賞用せらる。

落葉松 テウセンカラマツの俗稱にして樺太のシコタンマツに類似す、樺太産を細丸太を主とし大材少きも廠材には直徑三尺内外の大材少からず、年輪緻密、材質強靱且耐久力に富むを以て建築用材、橋梁、船艦、枕木、杭木類、電柱、棺材等に好適す。

赤柏松 チバイソウ イチキ又はアララギの俗稱にして材質の優美なること古來針葉樹中の王と稱せられ、從て上等の茶棚、机箱類、火鉢、茶器、杖、箸、櫛等の小細工に賞用せられ、又良材は天井板、床柱等に用ひて雅致を極む、蓄積多からず。

檀木 ヲノヲレカンバの俗稱にして材質樫材よりも堅し車輛材、床柱、杖、盆、度量衡器、櫛等に好適す。其の他潤葉樹中にはナラ類、ドロノキ類、テウセンヤマナラシ、カンバ類、シナノキ類、ニレ類、カライヌエンジユ、マンシウグルミ、キハダ、ハリギリ等種々あるも、テウセンヤマナラシ、シナノキ類、ドロノキ類を燐寸軸木用材として伐採する外未だ盛に利用せらるゝの時期に達せず。

### 第三節 施業案の編成

施業案の編成は森林經營上最重要にして一日も忽諾に附すべからずと雖、未だ區分調査も終了せざる當初に於て本施業案を編成することは管に多大の經費と期日とを要するのみならず、過渡時代に於け

る應急的施設としては其の策を得たるものに非すと認め、簡易なる施業案を編成する方針を定め、大正二年度以降同十一年度迄の十箇年間に速成の計畫を樹て之を實施し今日に迫びたり、即ち營林廠所管要存林野約二百十一萬町步中差當り利用可能の區域に對し、事業上差指き難き箇所より林野區分調査圖(縮尺五萬分一)に基き林班區劃は高低曲線に依り實地に付適切に指示し得る程度に、又小班區劃は其の位置、形狀を實地に付略了知し得る程度に於て見取に依り圖上に記入し、延て地況、林況調査も簡易迅速を旨とせり、然れども當面十箇年間に植伐事業を行ふべき箇所に對しては林班區劃及小班區劃の一部は實測し森林調査も比較目測に依る等稍精密なる調査を行ひ植伐の基案を調製せしが、大正九年度以後に於ては更に調査機關を擴張し十一年度迄に大體終了し十二年度以降は既調査地の補正及檢訂を行ひつゝあり、其の調査成績左の如し。

施業調査実績表

調査種別	年											計
	大正元年度	大正二年度	大正三年度	大正四年度	大正五年度	大正六年度	大正七年度	大正八年度	大正九年度	大正十一年度	大正十二年度	
新規	二二	二六	二二	—	六	二七	一八	二〇	五	二五	—	一、一五
補正	—	—	—	—	二九	—	三六	二二	一、二	四〇	—	一、二四
計	二二	二六	二二	—	三五	二七	五四	四二	一、二	六五	—	二、三九



備考 一、大正元年度の調査面積は臨時部林野調査費計上以前の經費を以て試験的に調査を行ひたるものなり。  
 二、補正調査は最初の調査に不備の廉あるを發見し再調査せるものなり。

#### 第四節 森林土木

軌道を敷設し川造を行ひ貯木所を設備し道路を開鑿する等森林土木に關する施設を爲すは、運材事業の遂行上至緊の事項に屬す、然るに從來の斫伐箇所は概して鴨綠、豆滿兩江本流附近にして運搬利便の地なると斫伐材積も亦多量ならざりし爲、其の規模小にして且經費も少額に過ぎず、今運材軌道、川造及貯木所等に分ちて之を記述すれば左の如し。

##### 一、運材軌道

運材軌道は青林洞線、下通南洞線、土里西水羅線の三あり、青林洞線は咸鏡南道甲山郡普惠面保田里青林洞部落より同洞編筏土場に至るものにして、大正六年十一月の敷設に係り延長三、五哩毎年原木約三萬尺締を搬出しつゝあり。下通南洞線は咸鏡南道甲山郡普惠面通南里下通南洞水中臺より下通南洞間六哩にして敷設年度前者に同じく毎年原木約二萬尺締を搬出しつゝあり。土里西水羅線は咸鏡北道慶興郡土里、西水羅間六、六哩にして大正元年十一月敷設使用し來れるも大正七年廢用せり。而して大正九年度より十年度に跨り新架坡鎮支廠管内在芝洞に於ける軌道敷設工事に着手し約五哩の工事を竣工せり。

##### 二、川 造

從來運材用河川は通例運材請負人をして之が修築を爲さしめたるも、大正五年以降斫伐材積の増加に伴ひ搬出不便の地に斫伐箇所を設置するに至れるを以て漸次廠の支出經費を増加せり、大正六年度乃至八年度に川造を施行したる水路延長百三十六里、廠の支出經費總計十六萬九千圓に達す。而して尙九年度に於ては約六萬圓十年度に於ては約十一萬圓を投じ延長約百里の川造を實施せり。

##### 三、貯 木 所

貯木所は新義州製材所附屬貯木所、新義州附近北下洞貯木所、會寧貯木所の三あり、新義州製材所附屬貯木所は其の面積五萬八千坪を占め内に八千坪の貯水池及木材運搬用軌道六哩を設く、本地は元土木部保管の土取場なりしを明治四十四年保管換を承け引續き使用しつゝあり。北下洞貯木所は其の面積六萬坪にして内に一、八哩の軌道を敷設す、本地は明治四十三年木材廠より引繼を受け引續き使用しつゝあり。會寧貯木所は大正七年の新設に係り其の面積一萬二千四百坪を占め内に延長約二哩の軌道を敷設す而して尙大正九年度十年度に跨り鐵道引込線十八鎖を延長敷設せり。

#### 第五節 伐採及處分

##### 一、立木處分







區域	年		計
	度	度	
鴨綠江	明治十三年	一七	一七
	明治十四年	二六	
	大正元年	一六	
	大正二年	二〇	
	大正三年	二七	
	大正四年	一八	
	大正五年	二九	
	大正六年	五九	
	大正七年	三三	
	大正八年	三七	
豆滿江	明治十三年	—	—
	明治十四年	—	
	大正元年	—	
	大正二年	—	
	大正三年	一六	
	大正四年	一八	
	大正五年	四	
	大正六年	四八	
	大正七年	一七	
	大正八年	二六	
計	明治十三年	一七	一七
	明治十四年	二六	
	大正元年	一六	
	大正二年	二〇	
	大正三年	二七	
	大正四年	一八	
	大正五年	三三	
	大正六年	五七	
	大正七年	三二	
	大正八年	三三	
計	大正十年一年度	四三	四三
	大正十年二年度	五五	
計	四、七五〇		四、七五〇

(2) 流筏 山地運材に依りて編筏土場に集積せる木材は、春季解氷の期を待ちて編筏の上順次流筏を行ひ寒氣の襲來する十月頃に至りて終るものにして、其の最盛期は六月より九月に至る四箇月なり。鴨綠江本流に在りては高山鎮上流、豆滿江本流にありては三下面江口上流、及兩江支流は概ね水勢急激にして流筏比較的困難なるを以て、主として内地人筏夫を使役し其の下流は流筏比較的容易なるを以て主として鮮人筏夫を使役し居るも、漸次上流區域にも鮮人を使役する方針を採り之が養成に努め居れり、年度別に流筏材積(貯木所着材)を示せば左の如し。

流筏材積表

(單位千尺締)

區域	年		計
	度	度	
鴨綠江	明治十三年	一五	一五
	明治十四年	二七	
	大正元年	一六	
	大正二年	二〇	
	大正三年	二七	
	大正四年	一八	
	大正五年	三三	
	大正六年	五七	
	大正七年	三二	
	大正八年	三三	
計	大正十年一年度	四三	四三
	大正十年二年度	五五	
計	三、五三〇		三、五三〇

區域	年		計
	度	度	
豆滿江	明治十三年	九	九
	明治十四年	—	
	大正元年	—	
	大正二年	—	
	大正三年	—	
	大正四年	二	
	大正五年	三	
	大正六年	一六	
	大正七年	一六	
	大正八年	一六	
計	明治十三年	九	九
	明治十四年	—	
	大正元年	—	
	大正二年	—	
	大正三年	—	
	大正四年	二	
	大正五年	三	
	大正六年	一九	
	大正七年	三〇	
	大正八年	二九	
計	大正十年一年度	三六	三六
	大正十年二年度	三五	
計	三、五三〇		三、五三〇

(三) 貯木 水運に依りて兩江を流下する木材は、鴨綠江流域に在りては北下洞貯木所(新義州の上流約一里)及新義州製材所構内の貯木場に之を集積し、豆滿江流域に在りては會寧出張所構内に貯材し、新義州に於ける製材工場の能力に鑑み其の資材として必要な數量以外は原木の儘之を賣却す年度別に其の貯木數量を示せば左の如し。

貯木數量表

(單位千尺締)

區域	年		計
	度	度	
鴨綠江	明治十三年	二五	二五
	明治十四年	二七	
	大正元年	二二	
	大正二年	一五	
	大正三年	二五	
	大正四年	三三	
	大正五年	二五	
	大正六年	二四	
	大正七年	二四	
	大正八年	二四	
豆滿江	明治十三年	三	三
	明治十四年	—	
	大正元年	—	
	大正二年	五	
	大正三年	九	
	大正四年	二	
	大正五年	二五	
	大正六年	一六	
	大正七年	一六	
	大正八年	一六	
計	明治十三年	二八	二八
	明治十四年	二七	
	大正元年	二二	
	大正二年	一五	
	大正三年	二五	
	大正四年	三三	
	大正五年	二五	
	大正六年	二四	
	大正七年	二四	
	大正八年	二四	
計	大正十年一年度	三〇九	三〇九
	大正十年二年度	三五二	
計	三、八六		三、八六

備考 前表の流筏材積と符合せざるは買収せる木材あるに由る。

三、製材



營林廠の賣却材は創設以來數年間は殆んど原木に限られ、製材は特に需要者の委託に依り民間の請負に附し來りたるも、請負製材は請負者の利益の壟斷製材の寸法及期限の的確ならざる等兎角需要者に満足を與へ難く、且木材の利用率を増進せしむること困難にして經濟上の不利なるものありしを以て直營製材工場の必要を認め明治四十二年新義州に於ける大林組製材所を買收し營林廠製材所を設け、爾來製材機械の改良を計り鮮内に於ける木材の需給調節に貢獻し、今日に於ては一箇年約十五萬尺縮の製材能力を有するに至れり、年度別に其の製材材積を表示すれば左の如し。

製材數量年別表

(單位千尺縮)

區域	年		製材材積	製材材積
	明治四十四年	明治四十五年		
資材	明治四十四年	明治四十五年	二四二	二二二
	大正元年	大正二年	二二二	二一六
	大正三年	大正四年	二一六	二一三
	大正五年	大正六年	二一三	二一〇
	大正七年	大正八年	二一〇	二〇七
	大正九年	大正十年	二〇七	二〇四
	大正十一年	大正十二年	二〇四	二〇一
	大正十三年	大正十四年	二〇一	一九八
	大正十五年	大正十六年	一九八	一九五
	計			三、三三三

四、漂流木整理

鴨綠江は日支兩國の國際河川にして何れも其の水運に依り伐採木を流下するものなるを以て、天災其の他の爲流失せる木材の拾得整理に際し紛議を生ずる場合多く、爲に明治四十二年外務省を介し

て交渉を重ねたる結果、鴨綠江漂流木整理規則なるものを協定し朝鮮側の漂着材に付ては營林廠をして、支那側は採木公司をして之を整理せしむるに至れり。尙豆滿江漂流木に付ては大正七年朝鮮水難救護令を改正し、朝鮮側に於ける豆滿江流域の漂流木も亦營林廠長之を整理することとせり。年度別に其の拾得整理狀況を表示すれば左の如し。

漂流木整理數量表

種別	年		拾得數	拾得木流失數	返還數	廠受入數	殘數
	明治四十四年	明治四十五年					
繰越數	明治四十四年	明治四十五年	八、四三三	九、三三三	八、四三三	九、三三三	八、四三三
	大正元年	大正二年	九、三三三	一〇、二二二	九、三三三	一〇、二二二	九、三三三
	大正三年	大正四年	一〇、二二二	一一、一一一	一〇、二二二	一一、一一一	一〇、二二二
	大正五年	大正六年	一一、一一一	一二、〇〇〇	一一、一一一	一二、〇〇〇	一一、一一一
	大正七年	大正八年	一二、〇〇〇	一三、八八八	一二、〇〇〇	一三、八八八	一二、〇〇〇
	大正九年	大正十年	一三、八八八	一五、七七七	一三、八八八	一五、七七七	一三、八八八
	大正十一年	大正十二年	一五、七七七	一七、六六六	一五、七七七	一七、六六六	一五、七七七
	大正十三年	大正十四年	一七、六六六	一九、五五五	一七、六六六	一九、五五五	一七、六六六
	大正十五年	大正十六年	一九、五五五	二一、四四四	一九、五五五	二一、四四四	一九、五五五
	計			一、九七九	二、〇〇〇	一、九七九	二、〇〇〇

備考

一、明治四十三年度の殘數八千四百三連及明治四十四年度の殘數九千三百四十四連三及千四十四尺縮は漂流木整理規則(明治四十三年四月規定)に依り其年十月末日迄に返還の請求なきものは營林廠の所有に歸するを以て各翌年度の廠材



受入に編入せり。

二、大正七年度以前は連、本文は尺締の單位なりしが今日於て尺締に換算するは不可能に付元名を以て記載せり。

### 五、木材販賣

營林廠は本廠(新義州)及威鏡北道會寧營林廠出張所に於て販賣事務を處理す、營林廠長は其の管理區域内に於ける林産物及製品の處分を專行する權限を有し營林廠經營に係る製材品の製品販賣は木材標準價格表を定めて顧客の便宜に供し且大口取引を爲す場合は價格を低減すべき内規を定めて賣捌の圓滑を圖れり。

既往の實績を見るに木材の需要は盛衰常ならず、從て木材販賣の爲には廠當局者の苦心少しとせず或は銳意生産費を節減して低廉販賣の實行に努め、或は共進會其他の機會を利用して販路の擴張を圖り或は代金延納制度並に前記の大口取引制度を創めて製品賣捌を圓滑迅速ならしむる等種々施設する所あり。其の結果本廠の木材は從來主として朝鮮内の需要に充て、數年前迄は大部分を官廳工事に供給し來りしも、近時廠材の美點漸く周知せられ民間の需要年次激増するに至れり、殊に大正七年に於ては經濟界の好況に伴ひ木材界の未曾有の活氣を呈し需要の激増、材價の昂騰に依り廠材の賣却處分は數量と價格に異數の成績を挙げたり。今各年度に於ける販賣成績を表示すれば左の如し。

木材販賣數表

材種	原木		製材		價格計 千圓
	材積 千尺	價格 千圓	材積 千尺	價格 千圓	
明治四十四年度	四八	一五	二〇二	九四	一、二四五
明治四十五年度	四九	二〇七	一六六	七三	九九
大正元年度	九	四七	一七三	七九	一、二六
大正二年度	八二	三六	一八五	八四	一、二二八
大正三年度	五八	二九	二一	五三	八五
大正四年度	四四	二六	二七	八〇	九二
大正五年度	一三六	四三	二六三	一〇三	一、四四四
大正六年度	一〇八	四三	一八九	一〇一	一、四六一
大正七年度	八二	四七	一四七	一七	二、三四
大正八年度	七五	四九	一六六	二四	二、九五
大正九年度	四五	三九	二四	二七	二、六七
大正十年度	六六	四六	一七三	二八	二、八九
大正十一年度	一一三	四九	一七六	三〇	二、五〇
大正十二年度	一一一	四九	一八九	三〇	二、五三
計	一、二一七	五四七	二、五〇八	一九六	二、五、一〇四

### 第六節 造林

管内森林は交通極めて不便の地に位し且つ現存樹種の性質より考察し、成る可く天然更新に依るを得策と認め從來極めて弱度の擇伐法により施業し、稚樹の自然發育に依り更新を期し來りたるも、其の成績を一層確實ならしむる爲には、(一)必要なる箇所に補植を行ふの要あると、(二)未立木地中植樹を要する箇所尠からざると、(三)流筏上の必需品たる捨木備林を造成するの必要ある等に依り、人工造林を併せ行ふの緊要なるを認め大正八年度以降造林の計畫を立て、先づ惠山鎮、豐山及甲山の三箇所に苗圃



面積計、約五町歩を開設してラウセンカラマツの播種を行ひ、大正十二年度迄の人工造林面積九十五町歩に達せり、尙成林撫育は大正八年惠山鎮支廠に於て試験的に百三十町歩を實行せるに初めり爾來漸次新架坡鎮、江界、茂山の各支廠に於ても之を行ふに至り大正十二年度迄の施業面積二千二百餘町歩を算す、又厚昌郡南社に於て捨木備林造成の必要を認め人工植栽及萌芽更新に依り之が造成を期したり。

### 第七節 保護

#### 一、保護機關

森林の保護に就ては山地に於ける五支廠、十六派出所をして其の任に膺らしめ各所管區域を巡視して法令の精神並に愛林思想の涵養等に就き親しく人民に説示し、又地方警察官憲と連絡を圖りて被害の防遏並に森林保護に努めたる結果年々被害の度を漸減せりと雖、其の擔當區域頗る廣汎にして且交通極めて不便なる爲保護の徹底を期す可からざるを以て、大正九年度に於て全區域に亘り六十箇所の森林保護區を設置し各區に森林主事一名を配し平均三萬六千餘町歩を擔當せしめ極力保護の實績を擧ぐるに努め居れり。

#### 二、保護命令

保護命令は總て本府に於て之を處理しつゝあるを以て本章第一部第七節に於て之を取纏め記述した

### 第八節 收入及支出

#### 一、收入

收入の主なるものは立木、原木、製材及副産物拂下代金並漂流木返還料等なり之を年度別に掲ぐれば左の如し。(單位千圓)

明治十三年	1,101
明治十四年	1,107
大正元年	1,133
大正二年	1,200
大正三年	890
大正四年	966
大正五年	1,033
大正六年	1,096
大正七年	2,155
大正八年	3,050
大正九年	3,030
大正十年	3,096
大正十一年	3,084
大正十二年	3,110
計	29,031

#### 二、支出

支出の主なるものは職員俸給、官行事業費、國有林野調査費及施業案調査費等なり之を年度別に示せば左の如し。(單位千圓)

明治十三年	1,151
明治十四年	1,077
大正元年	1,110
大正二年	900
大正三年	949
大正四年	843
大正五年	1,099
大正六年	1,118
大正七年	1,399
大正八年	2,113
大正九年	2,512
大正十年	2,633
大正十一年	2,683
大正十二年	2,566
計	23,647



## 第五章 林業の奨励及監督

### 第一節 奨励監督機關

#### 一、官廳

林業奨励機關は舊韓國政府時代より種々の變遷を経て今日に至れり、即ち舊韓國政府は明治四十年農商工部農務局に林業課を設け水原、大邱、平壤には樹苗圃を設けて新に殖林の計畫を樹てしが、翌明治四十一年新官制の制定と同時に農商工部に山林局を設け、林野に關する事務を處理せしめ同年林業事務所官制を制定して農商工部大臣管理の下に京城、大邱、平壤、木浦、鏡城に林業事務所を設けて造林及調査に關する事務を分掌せしめ兼ねて造林の奨励を行はしめたり。次て明治四十三年八月日韓併合成り十月總督府及地方官官制の實施となりし結果、以上の施設は廢せられて總督府又は地方廳の主管に移されたり今總督府と地方廳とに分ち記述すれば左の如し。

(一) 總督府 總督府官制の實施と共に舊韓國政府の農商工部は總督府の一部となり、山林局は農商工部内殖産局の一課となりたり、而して造林、樹苗圃、地方林業の奨励並不要存林野の處分其の他林業に關する事務の爲山林課に技師、屬各一名、技手五名、雇員五名を配屬せり。

明治四十四年、森林令發布せられ林政に關する根本方針を定め保安林、營林監督、造林貸付、其他

不要存林野の處分等の制度を新に設けらるゝと共に區分調査並林野整理調査等の進捗に伴ひ、内鮮企業家の造林貸付を希望するもの簇出し一般の殖林思想を喚起せる爲著しく林業事務増加し、本府山林課に於ても併合當時の職員にては到底敏速に處理すること能はざるに依り、其後職員を増置せられ大正十三年度末に於ては林業奨励監督事務に従事する職員は二十三名を算す。

(二) 地方廳 總督府地方官官制實施と共に地方廳に於ては道内務部勸業課内に林業の一係を設け、造林、樹苗圃、其他一般林業奨励並不要存林野の處分等を掌らしむる爲十三道に對し技師二名、技手十五名、雇員二十五名を配置したり、然るに地方廳に於ける林業事務も年と共に著しく増加したるに依り、漸次職員を増置せられ大正十三年末に於ける國費支辨職員は各道を通し技師二名技手三十名、雇員二十三名計五十五名に増加せられたるも尙一道平均僅に四名に過ぎず、而して地方費支辨職員は道及郡在勤を合し産業技師十六名、産業書記六名、産業技手二百五十七名、雇員五十一名計三百三十名にして稍充實の域に達せるもの、如し。

#### 二、森林組合及山林會

(一) 森林組合 朝鮮に於ける民有林野は廣大なる面積を占むと雖、概ね所有を異にせる小面積か又は共有に屬する林野なるが故に之が施設を合理的ならしめむとせば成るべく關係者相集り其の自覺に俟ち共同作業に依るを可とす。由來朝鮮に於ては松契又は殖林契と稱し所有者共同して林野



の保護造林の事業を實行せる慣行あり、最近不要存林野の貸付處分の進捗に伴ひ當局の奨励と相俟て地元民にして組合を組織し各共同して殖林事業を實施せるもの漸次多きを加ふるに至れるが是等の組合中には設置以來相當年月を経過し成績の見るべきものありと雖、時代の進運に伴ひ之が改善を要するもの尙少しとせず、故に今後事情の許す限り之が設立指導に努めむとす。

大正十二年に於ける組合總數は二百六十七にして其の事業地の見込總面積は約百八十五萬町歩に達す、之が各道別狀況につきては附表(第六表)を参照すべし。

(二) 山林會 朝鮮林業の開發を計る爲には民間林業團體の振興に俟つべきもの尠しとせず夙に山林會設立の議ありしが機愈々熟して大正十年五月初めて全鮮官民有力者を網羅したる朝鮮山林會の成立を見るに至れり、道を單位としたる山林會は大正十年七月全羅南道に於て設立せられたるもの一箇所あるも何れも設立後日尙淺く未だ施設の見るべきものなしと雖將來必ず相當の効果を擧ぐるに至るべきを信す。

## 第二節 造林奨励

李朝時代林政不備にして禁令洽からず山火の厄、火田の害相亞いて起り、一般の民衆亦濫伐濫採を事とし積極的植栽を行はざりし爲鴨綠江、豆滿江兩江流域及奧地脊梁山脈地方を除きては殆ど歳と共に

林相の衰退、林地の荒廢を來すに至れるを以て統監府時代より既に造林及調査の端緒を啓きたるが、總督府始政後積極的施設の方針を取り、明治四十四年森林令を發布し各般の施設計畫漸く其緒に着くに到れり。

明治四十年以降國費を以て京城附近其他に造林を行ひ又各道地方費及面をして模範的に造林を實行せしむると同時に國費又は地方費を以て養成したる種苗の下付を行ひ一方國費、地方費を以て技術員を設置して殖林事業を指導せしむる外或は第三章に記述せる如く不要存置國有林野は造林貸付の制を設けて一般希望者に貸付し造林事業成功の後無償にて讓與すること、し或は殖林手引、樹苗養成指針、借地造林手引等の印刷物を配付し或は記念植樹を實行する等銳意斯業の指導奨励に努め來りたり、左に殖林上の施設並に成績の概要を説述すべし。

### 一、技術員の配置

明治四十三年十月總督府官制發布に伴ひ農商工部殖産局に山林課を設置せらるゝと共に、地方廳に一名乃至二名の林業奨励事務に従事する國費吏員を配置し、更に地方費を以て樹苗の養成並に林業の指導に當らしむる爲漸次技術員を設置するに至れるに前節に述べたるが如し。

### 二、樹苗の供給

造林の促進には先づ樹苗の供給潤澤なるを要するを以て、努めて民間に於ける養苗を奨励すると共



に國費、地方費及恩賜金經營の苗圃を設け、其の生産苗は國費及地方費造林の用に供すると共に一部は民間に供給して造林の獎勵に資しつゝあり、始政以來官民經營の全苗圃に於ける成苗生産數を擧ぐれば左の如し。

成苗生産年次別表 (單位千本)

種別	年次												計	
	明治十四年	十四年	十五年	十六年	十七年	十八年	十九年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年	二十四年		
國費苗圃	三、四九	七、九五	三、一五	一、五九	一、五七	二、六三	二、三三	六、七	五、三	六、九	二、八三	五、一四	九、二九	四、六二
恩賜金苗圃	—	二、三	一、六四	一、六七	二、六五	三、三六	四、六七	五、三	—	—	—	—	—	一、四、七五
地方費苗圃	六	八、二七	九、九四	三、三九	一、六	七、六二	七、四二	九、三	三、五〇	二、五、八〇	一、五、七三	一、三、四九	一、五、三三	一、八、七七
民營苗圃	五、〇四	二、七四	四、八四	六、九七	三、七	四、一五	五、八三	七、八四	七、七〇	一、五、五五	二、五、三三	一、〇、九一	一、五、八三	九、五、八三
計	八、六二	二〇、七六	二〇、五五	一三、四八	一五、七六	一八、五九	二〇、六〇	二〇、四三	一〇、〇六	一七、〇九	二四、六五	二二、七三	二八、八三	二七、七三

(一) 國費及道地方費經營苗圃 國費經營苗圃は明治四十年水原、平壤及大邱の三箇所に設置したる以來歳と共に増設して一時は全鮮十四箇所其面積百二町歩に及び其の生産苗は民間に下付して造林獎勵に資し來りたるも其の後漸次之を整理して夫々道地方費に移屬するに至れり、而して現在

國費苗圃は營林廠林業試驗場及山林課出張所に於て各設置せるも國費造林用苗木の養成又は林業試驗場の用に供するに止まり民有林野造林獎勵上直接の關係を有せず。 反之林業獎勵に密接なる關係を有するものは地方費經營にかゝる苗圃なり、地方費苗圃は明治四十二年忠清南道に於て開設したるを始とし各道とも設置するに至り、且國費苗圃十三箇所面積八十七町歩を地方費に移し、又漸次恩賜金經營苗圃をも廢合して一時約二百町歩に達したりしも、其の後私營養苗事業の發達に伴ひ漸次整理せるの結果、大正十二年に於ては三十六箇所、面積百六十八町歩となれり、而して地方費に於ける養苗樹種はアカマツ、クロマツ、カラマツ、クリ、クヌギの如きものを主とす。

(二) 民營苗圃 殖林事業の發達に伴ひ各所に民營苗圃の開設せらるゝもの多きを加へ、其の生産成苗數は明治四十四年には五百四萬餘本に過ぎざりしが、大正十二年末には一億五千三百八十七萬本に上り過去十三箇年間に約三十倍に達するの盛況を呈せり、尙既往に於ける民營養苗事業は概ね個人の經營に屬し小規模のもの多かりしも、近年は殖林組合林業契、大造林業者又は苗木商等の大苗圃を經營するもの漸く増加するの機運に向へり。

(三) 種苗の下付 民間に於ける殖林獎勵の爲、明治四十二年樹苗を無償にて下付したるを創めとし



爾來每歲國費、地方費及恩賜金經營苗圃にて養成せる苗木及購入したる種苗を無償若は有償にて交付せり、其數大正十二年迄に種子約千三百九十六石、苗木二億三千七百萬本に達せるも未だ需要を充すに足らざるの狀況なり、而して下付種苗の主なる樹種はアカマツ、ニセアカシヤ、クヌギ、白楊類及クリ等にして明治四十四年以降に於ける下付數量左の如し。

種苗下付數量表

種別	年次	區別												
		明治四十四年	正二年	正三年	正四年	正五年	正六年	正七年	正八年	正九年	正十年	正十一年	正十二年	計
苗木	千本	四九五	八、九〇〇	一四、五三三	一四、五六八	一六、〇〇六	一七、四四三	一七、五七三	一七、七三六	一七、七四九	一四、九三九	一七、〇一一	一四、七四〇	三、七二七
種子	石	二四九	一五三	一二九	一三六	二〇九	三〇〇	五	三	四	一	三	三	一
備考	苗木數の内挿條を含む。													

三、造林

國費造林につきては既に第四章國有林の經營に於て述べたるを以て茲には其他の經營にかゝる造林事業に付記述すべし。

(一) 道地方費模範林造林 明治四十四年江原道に於て施行せしを嚆矢とし爾來他道に於ても之に倣ひ大正四年以降各道に之が實施を見るに至れり、本造林は地方民に對し造林の模範を示し且將來

道地方費財源の基礎を造成するの趣旨に出でたるものにして大正十二年末迄の設置箇所百八、其合計面積三萬四千四百餘町歩に達す。

明治四十四年以降に於ける植栽面積並本數を示せば左の如し。

道地方費模範林造林實績表

區別	年次	單位													
		明治四十四年	正二年	正三年	正四年	正五年	正六年	正七年	正八年	正九年	正十年	正十一年	正十二年	計	
面積	町	五	一一〇	三〇〇	二四九	二五〇	二八四	四五五	三三七	三三三	二〇三	三〇〇	五二〇	五九六	三、七五一
本數	千本	一五	三九八	八七一	一、二二三	一、三〇五	一、三二七	一、六五五	一、七五五	一、〇五二	七九	一、六三三	二、九四〇	二、六六二	一、六九五

(二) 面模範林造林 模範林は殆んど國有林の讓與を受けたるものにして總數千四百七箇所、面積一萬五千二百町歩に達し、大正十二年迄に於ける造林面積は一萬二千六百町歩に達す。

(三) 御大禮記念造林 今上陛下御即位の大典を記念せんか爲面、學校其の他の團體に於て記念造林を實行せるもの尠からず是等御大禮記念林の總箇所數は二千四百二十箇所面積二萬一千百町歩にして大正十二年迄に一萬一千八百町歩の造林を行ひたり。

(四) 民營造林 民間に於ける造林事業は近年長足の進歩を爲し、各地に大規模の經營者輩出し新に植栽を行ふのみならず天然生の稚樹を保育禁養し比較的廣大なる殖林の實を擧げつゝあり民營造



林事業は頗る多望なるに至れり、今既往に於ける民營造林の進展状況を示せば左の如し。

民營造林実績表

區別	年次	單位	年次														
			明治四十四年	正二年	正三年	正四年	正五年	正六年	正七年	正八年	正九年	正十年	正十一年	正十二年	計		
面積	町	三、四八三	七、九四三	二、六八六	一、九六四	六、五九一	〇、四	三、三三七	四、五〇	五、三六	五、三三	五、〇一	四、九三	四、〇六	〇、五八		
本數	千本	〇、三三三	五、三六	〇、三三	五、五三	五、五八	三、九	一、五五	二、七	八、七	七、〇	一、四	九、九	一、四	四、八	二、七	一、〇

備考 本表中には前掲面積範造林御大禮記念林及學校林等の造林を含む。

(五) 記念植樹 愛林思想を涵養し殖林の事業を奨励せむが爲、明治四十四年併合後第一回の神武天皇祭日を期し全鮮を擧げて實行せしに相當の好結果を收めたり。爾來年中行事の一として毎歲同日を期し官公署學校、其の他の諸團體中心となり一般有志來集の下に舉行し植栽地は當初官公衙學校構内、部落附近等を主とせしも、後には面有林其の他の林野に對しても廣く行はるゝに至れり、植栽樹種はアカマツ、クロマツ、カラマツ、クスギ、クリ、白楊類等其主なるものにして、第一回より第十三回に至る植栽本數は實に二億六百四十九萬本の多に達せり、今年度別植栽本數を擧ぐれば左の如し。

記念植樹年次別表

區別	年次	單位	年次												
			明治四十四年	正二年	正三年	正四年	正五年	正六年	正七年	正八年	正九年	正十年	正十一年	正十二年	計
面積	町	一、五二	三、三八	四、三九	四、五三	五、二八	六、八四	七、七五	六、八二	七、〇九	五、八三	五、五九	四、六八	六、〇八	六、九〇
本數	千本	四、六五	一〇、六五	二、四三	三、五七	五、四〇	四、七二	八、四三	四、三二	一〇、五	一七、六〇	一六、七三	一三、八五	一八、〇五	二六、四九

(六) 補助造林 民有林野に付ては前記の如く極力造林の勸奨に努め來りたるも其の多くは資力乏しき者なるに因り事業遅々として振はず、於是道地方費に於て補助金を交付して造林の促進を圖りしことありしも規模小にして事業の進展を期するに由なきを以て大正十四年度以降三十箇年を期し國庫補助の途を開き民有林野の造林を完成せむとするの計畫を樹立せり。

### 第三節 防砂事業

#### 一、調査

朝鮮の林野は概ね荒廢し而も其の多くは治水上甚だ深き關係を有し比年豪雨到る毎に水害を惹起し人畜の死傷、工作物の流失潰滅、農作物の被害、田畠の埋没流失、河身の惡變等危害の及ぶ處圖る可からざるものあり、是等の被害は流域内に於ける耕地の分布、工作物の種類及防水設備等に關係を有すること勿論なるも其重要なる原因は主として水源地の荒廢に在るは疑ふべからず、之が復舊の



策を講し水源の涵養を企圖するは産業發達の根本策と謂ふべし、而して是等荒廢地中林業經濟上比較的有利なる無立木地の造林は林野整理調査の進行に伴ひ、一般の奨励に依り之を實行せしむることを得べしと雖、荒廢激甚にして其の復舊費巨額に上る林野の造林は林業經濟上の見地よりして到底有利に之を經營すること能はざるに依り結局國庫に於て自ら之を經營するか又は相當の補助金を交付する等、何等かの方法を講ずるにあらざれば治水事業の目的を達すること能はず、依て本府に於ては之が計畫樹立の準備行爲として、大正八年度に於て本府に若干の職員を増置し爾來三箇年を以て治水上最重要にして復舊を要すと認めたる漢江、錦江(支流美湖川、甲川を含む)東津江、蟾津江、榮山江、洛東江、(支流乃城川、渭川、甘川、琴湖江、黃江、南江を含む)大同江、城川江等の主要河川流域の調査を行ひ左の結果を得たり。

實地調査成績

(單位千町歩)

流域名	道名	要砂防施設地面積
漢江	京畿道	一七
錦江	忠清南道、忠清北道	二六

流域名	道名	要砂防施設地面積
東津江	全羅北道	二
蟾津江	全羅南道、全羅北道	七
榮山江	全羅南道	四
洛東江	慶尙南道、慶尙北道	五五
大同江	平安南道	一
城川江	咸鏡南道	二
其他の河川		四
計		一一八

備考 其他の河川とは臨津江、載寧江、大禮江、挿橋川、南大川、清川江、兄山江、安城川、崔禮江等なり。

二、事業の實行



大正七年度以來忠南北、全北及慶北の四道地方費に對し國庫より補助金を交付し荒廢地域の砂防工事を行はしめたるも大正十年度迄四箇年に於ける其の實行面積は僅に八百九十六町歩に過ぎず、而して一面全鮮に於ける荒廢山野は猶頗る大面積に上り國土の保安、産業の振興上之が實狀を精査し速に復舊の根本方針を確立するの要あるを以て前記の如く大正八年度以降三箇年間本府に臨時職員を置き全鮮に亘り荒廢甚しき區域に付き實地調査を行ひたる結果砂防工事を必要とする林野は主要河川流域に於て十一萬三千八百三十二町歩、其の他の河川流域に於て四千四百四町歩、計十一萬七千九百三十六町歩の多きに達すること判明せるも之が復舊には巨額の經費を要するを以て財政の關係上差當り主要八河川に屬するもの、半數五萬六千九百十六町歩に對し大正十一年度以降三十箇年を期し砂防工事を施行すること、し差向其の十箇年分の施業面積一萬五千五百十六町歩に對する砂防工事費一千三百九十萬圓を公債支辨繼續費として議會の協賛を経て大正十一年度より事業に着手せり。然るに翌大正十二年度に於て財政上の都合に依り二箇年を繰延られたる上關東地方震災の影響に因り公債事業打切りの爲大正十三年度支出額は僅に四萬八百二十五圓に減少せられたり。今大正十一、十二兩年度に於ける工事施行面積を示せば左の如し。

流域別	地方別		山腹工事施行面積
	道	郡	
漢江	京畿	利川	大正十一年度 四町
		利川	大正十二年度 九町
計			一三町

流域別	地方別		山腹工事施行面積
	道	郡	
錦江	忠清	北清州	一五
		南燕岐	四八
嶺江	全北	南原	三四
		光州	七
榮山江	全南	善州	一〇
		奉化	五
洛東江	慶北	善州	四七
		奉化	五
慶南	慶南	善州	九
		昌昌	三
大同江	江平	南原	二
		咸興	一
計			一六〇
計			一五六
計			三二六

備考 城川江流域に對しては山腹工事を行はず溪留工事のみを施行せり。

前述の如く大正十三年度に於ける砂防事業費は僅に四萬餘圓に過ぎずして殆ど事業中止の状態に在り若し將來現狀を以て推移するに於ては治水並産業振興上影響するところ蓋し尠少ならざるべく仍て大正十四年度以降に於ては更に計畫を改め漸次事業の進捗を圖らむとす。



## 第四節 保安林及營林監督

## 一、保安林

往昔保安林に類する禁山の制を設け嚴に保護禁養せることありしも、漸次廢絶に歸し盜伐頻に行はれ著しく森林の荒廢を來せるを以て、明治四十一年韓國政府の森林法を發布するに當り新に保安林の制度を規定し國土の保安、危害の防止、水源の涵養、航行の目標、魚附又は風致の爲必要なる箇所は保安林に編入し皆伐開墾を禁止し尙必要あるときは伐木の禁止又は制限を爲し、伐木を禁止せられたる場合其の直接損害に限り補償を求むることを得る途を開き、漢城五部内(現今京城府一圓及高陽郡の一圓)の森林及陵園墓の附屬森林を總括的に編入せり。

明治四十四年從來の森林法を廢止し新に森林令を施行し、從來舊森林法によりて編入したる保安林も新法に依るものと看做したり、同令に於ても保安林に編入すべき場合は殆んど從來と異らざれども其の利用制限に付ては保安林の目的を阻碍せざる範圍内に於ては使用收益の自由を認むる方針を執り、只手入に非ざる伐木若は開墾を爲し落葉、切芝、土石、樹根、草根の採取若は採掘を爲し又は放牧を爲すが如き普通制限を要すべき事項は地方長官の許可を受けしめ、保安林取締は特殊の地域に在りては森林主事、其の他の地域に在りては普通警察官をして之に當らしむ、尙保安林編入の

際は營林方法を指定し又は造林を命し、公益上必要なるとき又は保安林として存置するの必要なきに至りたるときは保安林を解除す。

保安林の制度は大體上述の通なるが、朝鮮林野の現状よりして今後多數の區域につき保安林編入處分を爲すの要あるを認む、從來編入處分を爲せるものは各道を通し大正十二年度末現在に於て合計二千七百六十三箇所四萬八千七百六十五町歩とす。

## 二、營林監督

朝鮮に於ける民有林野の經營に付ては從來殆ど何等の監督を爲さざりし爲、逐次荒廢の度を増進し國土の保安、治水若は産業の開發上之を各人の自由に放任する能はざる狀況に立ち至れるを以て、森林令に於ては新に營林監督の規定を設け、造林を命し營林方法を指定し若は開墾を禁止制限し其他林政に關し必要なる命令を發する權限を地方長官に付與し、以て森林の荒廢を防止し林利の保續を圖るが爲に民有林經營に對し監督を加ふるの途を講じたるが、造林命令及營林方法の指定は慣習を斟酌し成るべく苛酷に失せざる程度に於て實效を擧ぐるの方針を採り來れり、大正十二年度末迄に是等の處分をなせるもの二萬二千七百四十二件面積六萬七百餘町歩に達し其の成績概ね良好にして荒廢地復舊造林の機運を促進せり。

## 第五節 森林の保護



從來森林の保護に就ては舊韓國政府森林法に於て害蟲の驅除豫防命令、火入の制限、罰則等を規定して各種被害の豫防驅除を圖りしも、實際の指導取締充分ならざりし爲實績の見るべきもの無かりき、明治四十四年森林令を制定して森林の使用収益の矯弊、害蟲の驅除豫防に對する地方長官の權限を擴張し銳意之が實行に努め、尙一面保護の實績を擧ぐるには民間の自治的活動を促進するの緊要なるを認め、在來の松契、植林契、洞契、其他新に設立せられたる森林組合等を指導監督して濫伐濫採の制限、害蟲驅除、火災防止等、森林保護の爲に盡力せしめたり、將來は益々森林保護の指導取締に任する機關の完備を計り所期の成果を得るに努めむとす、以下主なる被害の狀況竝に之が對策及成績の概要を述べし。

### 一、火 災

火災の原因の半は火田火入の延焼にして其の他は喫煙焚火の餘燼、機關車の落火、故意の放火等に基き例年四、五、六月の乾燥期に熾烈を極む、從來私有林に於ける火災に據るべき統計を缺如すと雖其の被害は極めて甚大にして、殊に私有林の多くは火災に對する對抗力最弱きアカマツ大部分を占むるを以て、一度其の厄を蒙らむか容易に恢復し能はざる損害を醸成するに至る、始政後此の禍因の豫防々止に關しては銳意努むる所ありたり、即ち

- (一) 森林令及附屬法規に森林の火入に關し嚴重なる制限を設け

- (二) 直接取締の任に膺るべき警務官憲に對しては山火の豫防消防の實績を擧ぐべく屢督勵し
- (三) 森林組合又は森林保護組合若くは契を組織して山火の豫防消防に努むる等

法の制裁官廳の取締と林業團體の活動と相俟ちて無願火入の減少、火入焚火の注意、共同消防等に努め往々良好なる成績を擧げたる事實あり。

### 二、盜 伐

陵園墓富豪兩班の墓地等の周圍にある林野は其所有者に於て絶対に伐採を忌み且各山直を配し保護嚴重なるを以て、其被害少しと雖一般林野に至りては蓋し國私有の如何を論せず濫りに入山して柴草落葉を採取するの弊習あり、甚しきは管理の十分ならざるに乘じ生枝又は造林上必要なる稚樹を伐採するのみならず、成木を盜伐するものありて林野の所有者、占有者の蒙る禍害尠ならず、此の惡弊を芟除する爲(一)舊森林法及現行森林令に於ては主副産物の窃取者に關する罰則の規定を設け(二)地方官をして努めて保護取締を勵行せしめ(三)森林組合等の林業團體をして各組員の自制に依り之が矯正に努めしめたり其の結果と林野整理調査進捗し各自の境界、權利確定及經濟界の好況に伴ひ、所有者又は占有者自身の保護取締も自ら周到なるに至りし爲盜伐の弊は幾分か矯正せられつゝ、あるの傾向なきに非ずと雖宿弊の容易に抜け難きものあるは頗る遺憾とする處なり。

### 三、濫伐及濫採



林野の荒廢極度に達し生産力著しく耗弱せるに拘はらず燃料、肥料、飼料として稚樹、枝葉、濶葉樹嫩葉、雜草等の林野より採取消費せらるゝ量は實に莫大なるものあり、其の結果は先づ濫伐過度の切枝となりて林木の成長を阻害し益々生産量の減少を來し、勢ひ柴草、落葉の採取を餘儀無くせられ、遂には樹根、草根をも掘採して需要を充すの止むなきに至り、林地の肥料を根絶せしむるは勿論地被を剝脱して土砂流出の因を作し、基岩の崩壞を誘致して國土の保安を害するに至る、朝鮮林野の荒廢は一に此の過度不法の林産物採取に因ると謂ふも過言にあらず。故に之が救済は林政上の最大急務に屬すと雖始政前にありては何等施設する處なかりしが、森林令の制定せらるゝや特に之が矯弊に意を注ぎ(一)營林方法の指定造林命令の規定を設け、尙林政に關し必要なる命令權を地方長官に與へ(二)各道知事は夫々地方の實狀に適應せる私有林伐採取縮規則を定めて其の勵行に努め(三)林業團體の活動を促して各組合員の自制に依り矯弊を期し(四)代用燃料の使用を奨励する等銳意施設する處あり地方に依りては幾分矯弊の實を擧けたる處無きに非ざるも因襲の久しき之が徹底を期する尙前途遼遠の感あるを遺憾とす。

#### 四、病 蟲 害

森林の造成に障礙を與ふる病菌、害蟲は其の種類頗る多しと雖、就中被害の最廣汎にして激甚なるは、マツケムシとす、マツケムシは從來南部、中部、西部地方に發生傳播してアカマツ、クロマツ

林に加ふる被害尠からざりしが、大正四年に至り著しく繁殖して勢猖獗を極め官民協力之が驅除に努めたりと雖、遂に忠清南北道、慶尙北道に於ては大面積のアカマツ、クロマツ林を枯死せしむるに至れり。

爾來銳意之が驅除を督勵し局部的には絶滅に歸したる處多少ありしも、マツケムシの週期的繁殖力と衰弱せるアカマツ林の廣大なる分布とは年々被害區域を擴大して、大正十二年に至りては、咸南北を除き各道に蔓延し、被害面積二十九萬餘町歩、價格約百九十二萬圓に達せり。

マツケムシの驅除豫防は森林の保護増殖上忽諸に附す可らざるを以て森林令に依り地長官をして森林の害蟲を驅除又は豫防する爲必要なる命令を發することを得せしめ二三の例外を除くの外は之に基き松姑蝨驅除豫防規則を發し驅除の時期、濶葉樹伐採の制限、針濶葉樹混淆林の造成、違反者に對する罰則等を定めて極力被害の防止に努め、本府に於ても大正元年以降毎年國費驅除費を配賦し且技術員を派して指導せしめたり。驅除に際しては地方官憲に於て林野の所有者又は占有者は勿論被害地域内の面民の出勤を求め技術員及面吏員指揮の下に實行し驅除方法は主として捕殺法に依りたり。之が年次別被害及驅除成績に付ては附表(第八表)を參照すべし。

## 第六章 林業試験



朝鮮は大陸的氣候の影響を受け、森林植物の種類分布及林木の生育状態等内地と全く其の趣を異にするを以て造林、施業、利用等各種の事業を實行するに當り、内地の經驗及研究の結果を直に應用すること能はざる事情の下にあり、加之李朝時代林政弛廢し林業振はざりし爲參考に資すべきものなきを以て合理的林業の經營指導等を行はむとせば、先づ林業各般に亘り調査研究並試験を行ふの要あり、仍て本府に於ては夙に爰に考慮する所あり、大正二年度に京城府外懿寧園及京畿道抱川郡光陵の二箇所に試験地を設け専ら朝鮮産主要樹種の養苗及造林に關する調査研究並試験に着手し、又大正三年度よりは野生植物の種類及分布の調査を行へり。而して養苗試験にありては多年養苗上の難問題とせられたるテウセンカラマツ及テウセンマツの養苗に略成功し其の他三十餘種の養苗に効果を收めて樹苗養成指針を刊行し、植物調査の事業に於ては朝鮮森林植物編第一輯乃至第十四輯を編纂したるのみならず金剛山外六箇所の地方森林植物誌を公にし尙ケンヨウヤナギ、フサシモツケ、ハナブササウ、ウチハノキ及テラウチサウの五屬と二百餘種の新種を學界に紹介し、其の他巨樹名木誌漢方藥科植物調査書等を發行せり。

然れども是造林事業の基礎的研究の一端に手を觸れたるに過ぎず他に緊要なる幾多の試験事項の存るありて試験機關擴張の急務なるを認め大正九年度に於ては技師二、屬一、技手四の専任職員を置き更に大正十年度に於て技師一、技手一を増員すると共に京城府外清凉里に試験地を設け亞て翌大正十一

年八月官制發布に依り林業試験場を此處に置き各種試験施設の端緒を開きたり。而して大正十三年末に於ける該試験場職員は技師三、屬一、技手十三名にして其の業務は(一)林業に關する調査試験(二)林業に關する分析及鑑定(三)造林用種苗の配付及林業に關する講習講話の四大綱目なるも差當り造林及施業に關する試験並林木の適地及分布の調査研究に主力を注ぎ機關の充實を相俟て漸次其の他に及ばず計畫の下に着々其の歩を進めつゝあり。

——(完)——







第一表 地方別林相概況表

道名	成林地	稚樹發生地	無立木地	合計	全面積に對する林野の割合
京畿道	三三七	四三五	六三	七二五	五・五
忠清北道	九	二六	一三	五三	七・一
忠清南道	九	二六	一三	五三	七・一
全羅北道	二六	二四	五〇	一〇〇	六・二
全羅南道	二三	二四	五〇	九七	六・九
慶尙北道	一八	七五	三六	一二	六・九
慶尙南道	一三	四六	二〇	八二	七・一
黃海道	二八	七四	九三	一〇五	六・〇
平安北道	二四	六一	九	九九	六・六
平安南道	八七	一〇五	四三	二三九	八・四
江原道	六七	六〇	二八	一五五	七・二
咸鏡南道	一四八	五二	五五	二五五	七・九
咸鏡北道	八〇	三〇	四八	一五八	七・九
合計	五、四三	七、二八	三、二六	一五、八三	七・一

附表



第二表ノ一 林野調査委員會不服申立事件道別處理成績表

(大正十二年度末現在)

道名	受理件數	處理件數	處理未濟件數	完結府郡名	備考
京畿道	五、六三五	一、二五七	四、三七八	△京城、△仁川、高陽	完結府郡名欄ニ△印ヲ施シタルハ不服申立ナキモノナリ
忠清北道	二、四八三	六三一	一、八五二	天安、燕岐、論山、太田	
忠清南道	八、五五四	六、七〇三	一、八六一	△群山	
全羅北道	四、一四七	四	四、一〇一	△木浦、咸平、潭陽、靈光、羅州	
全羅南道	一、七六九〇	八八〇	一、六八一〇	大邱、慶州、達城	
慶尙北道	五、八六〇	四八	五、四四三	釜山、馬山、咸安	
慶尙南道	一九、六八八	一、二〇六	一八、四八二		
黃海道	一、五四七	一	一、五四七		
平安南道	八四	二二	五九三	鎮南浦、安州	
平安北道	二、四六	一、一六一	一、二六七	博川	
江原道	六八八	一	六八八	元山	
咸鏡南道	一、六三三	八	一、六五四		
咸鏡北道	一、〇九三	二	一、〇九〇		
總計	七三、〇三七	二二、五三三	五〇、六四四	九府十四郡	

第二表ノ二 林野調査委員會不服申立事件年度別處理成績表

區分	年度					計
	大正八年度	大正九年度	大正十年度	大正十一年度	大正十二年度	
受理件數	九四六	六、八五七	一六、八五九	一五、六四四	三、〇〇一	七三、〇三七
處理濟件數	三元	一、五七一	二、九七四	四、一七六	四、八〇一	二二、五四三
處理未濟件數	九四三	五、二八〇	一三、八八五	一一、四六八	一、一九〇	五〇、六四四

第三表 山林課出張所配置表

(大正十三年末現在)

出張所名	所轄面積	所在地	備考
安眠島	六千四百歩	忠清南道瑞山郡安眠面	以下大正八年度設置
莞島	四	全羅南道莞島郡莞島面	
奉化	六一	慶尙北道奉化郡小川面	
蔚珍	四〇	江原道蔚珍郡近南面	
三陟	四七	三陟郡近德面	
江陵	三三	江陵郡江陵面	
襄陽	五五	襄陽郡襄陽面	







第五表 國有林保護命令區域表

(大正十三年度末現在)

所管別	命令箇所數	保護面積
京畿道	一二	六
忠清北道	一三	三八
忠清南道	三	七
全羅北道	五	一三
全羅南道	四	五
慶尚北道	二六	七二
慶尚南道	六	七
黃海道	三	二一
平安北道	七	九
平安南道	一一六	四八五
江原道	一一二	一四二
咸鏡北道	一六一	二二五
咸鏡南道	一六	二二七
營林	五四	五一三
計	四四九	一、七六〇

第六表 森林組合概況表

(大正十二年一月現在)

道名	組合數	組合人員	組合地の目的と面積
京畿道	二〇	二五、一八三	五五、一四〇
忠清北道	六	三〇、三六〇	二六、一七九
忠清南道	九	四、三六一	二五、九八四
全羅北道	一〇	六九、一九四	三四、〇〇〇
全羅南道	一七	一一六、〇〇元	三六、七、六二七
慶尚北道	一	一四、〇〇元	一、一一三
慶尚南道	二	三九、一三七	六九、六六四
黃海道	三	九、四九九	四、六六九
平安北道	三	八、三六六	五、三三三
平安南道	一	一	一
江原道	一	一	一
咸鏡北道	一	一	一
咸鏡南道	一	一	一
計	一〇七	四一三、三三七	一、八八、五三三



第七表 國費、地方費及恩賜金經營樹苗圃年度別面積表

種別	國費		地方費		恩賜金		合計	
	面積	箇所數	面積	箇所數	面積	箇所數	面積	箇所數
十四年	五町六	一	五町五	一	一町	一	三町二	二
十四年大元	一町四	一	四町六	一	三町四	一	八町一	三
十五年	二町二	一	一町六	一	四町四	一	二町三	二
十五年大元	一町一	一	六町六	一	四町三	一	二町八	二
十六年	一町一	一	六町六	一	四町三	一	三町三	二
十六年大元	一町一	一	六町六	一	四町三	一	三町三	二
十七年	三町五	一	一町七	一	四町三	一	二町一	二
十七年大元	三町五	一	一町七	一	四町三	一	二町一	二
十八年	三町五	一	一町七	一	四町三	一	二町一	二
十八年大元	三町五	一	一町七	一	四町三	一	二町一	二
十九年	二町二	一	一町六	一	四町三	一	三町九	二
十九年大元	二町二	一	一町六	一	四町三	一	三町九	二
二十年	三町七	一	一町七	一	四町三	一	三町七	二
二十年大元	三町七	一	一町七	一	四町三	一	三町七	二

第八表 「マツケムシ」被害及驅除成績表

種別	被害面積		驅除面積		從業人員		驅除數量	
	面積	箇所數	面積	箇所數	人員	費用	幼蟲	成蟲
三年	一町三	一	一町三	一	一、〇七	三	四、〇〇	三
四年	二町〇	一	二町七	一	一、八三	一五	一、四七	一〇
五年	四町六	一	三町〇	一	一、七三	三	四、一四	二
六年	二町九	一	三町七	一	一、四〇	三	二、〇九	一
七年	二町六	一	一町九	一	七	三〇	三、九五	一
八年	三町三	一	三町四	一	一、〇七	二	一、七五	一
九年	三町七	一	一町八	一	六	一四	二、四三	一
十年	三町七	一	一町七	一	六	一四	二、七九	一
十一年	二町五	一	一町九	一	七	一五	三、三三	一
十二年	二町九	一	一町三	一	七	一五	二、一九	一

備考 一、本表は本府統計書に依る。

二、被害面積に比し驅除面積の大なるものは反覆驅除せし面積を加算せしに依る。











第一一表 林産物生産額表

種別	単位	年次												
		明治十三年	明治十四年	明治十四年元	正二年	正三年	正四年	正五年	正六年	正七年	正八年	正九年	正十年	正十一年
用材	千尺締	二、四三三	二、三〇四	二、三六八	二、四七三	二、四九八	二、四九四	二、五〇四	二、五〇五	二、五〇〇	二、六〇五	二、六〇七	二、六〇七	二、八六六
薪材	千尺締	三、八三四	四、〇二五	四、〇二五	四、〇二五	四、〇二五	四、〇二五	四、〇二五	四、〇二五	四、〇二五	四、〇二五	四、〇二五	四、〇二五	四、〇二五
木炭	千貫	五、一八五	五、一八五	五、一八五	五、一八五	五、一八五	五、一八五	五、一八五	五、一八五	五、一八五	五、一八五	五、一八五	五、一八五	五、一八五
竹材	千本	三、七三〇	四、一四四	四、一四四	四、一四四	四、一四四	四、一四四	四、一四四	四、一四四	四、一四四	四、一四四	四、一四四	四、一四四	四、一四四
枝葉	千尺締	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九
柴草	千尺締	九、二五五	九、二五五	九、二五五	九、二五五	九、二五五	九、二五五	九、二五五	九、二五五	九、二五五	九、二五五	九、二五五	九、二五五	九、二五五
副産物	副産物に付ては各單位を異にするを以て數量を掲記することを得ず													

(二) 價格 (單位千圓)

種別	年次	價格 (單位千圓)												
		明治十三年	明治十四年	明治十四年元	正二年	正三年	正四年	正五年	正六年	正七年	正八年	正九年	正十年	正十一年
用材	材	一、一三三	一、一五三	一、一八四	一、四六三	一、四九八	一、四九六	一、七七四	一、七六六	二、〇七三	二、〇八四	二、三三五	二、三三五	二、九〇七
薪材	材	九、五五四	九、七九二	一〇、〇六四	一〇、八七四	一一、一四五	一一、一三三	一一、五七六	一二、二七八	一二、三六五	一二、四五四	一二、六二二	一二、六二二	一三、〇三八
木炭	炭	三、六五五	四、〇六	四、五一一	五、一〇一	五、五五	六、一八	六、六七	一、七九八	二、八四四	三、一九〇	三、九五七	三、九五七	二、六二二
竹材	林	一、二七	一、四二	一、五七	一、七四	一、九二	二、一〇	二、三二	二、八〇	三、〇八	三、三三	三、五五	三、五五	四、七四
枝葉	葉	五、一七	五、二五	五、四〇	六、〇〇	六、一五	六、一四五	六、四七三	六、五五三	七、〇九一	七、一三三	七、三〇一	七、三〇一	一〇、八七二
柴草	草	一、三八八	一、四三四	一、四六五	一、六〇八	一、六〇〇	一、六四六	一、七七七	一、七九九	一、九三三	一、九五四	一、九五四	一、九五四	二、七七七
副産物	物	一、五八七	一、六四一	一、六五〇	一、六四七	一、六八三	一、六九九	一、七三八	一、七五三	一、七四四	一、七八〇	一、八八〇	一、八八〇	六、八〇四
計		一九、二四〇	一九、七五〇	二〇、三七三	二一、七〇〇	二二、〇二七	二二、九四五	二四、二四六	二五、〇六七	二六、三九七	二六、九六六	二八、二〇六	二八、二〇六	三六、九〇五

備考 一、國有林野より生産したる用材の數量は本府統計表に依る。

二、其の他は大年八年、大正六年、大正五年、大正二年及明治四十四年特別調査を基礎として推定せり。

三、副産物は樹皮、樹實、干蕨、桔梗根、菌叢、藥料、五倍子、樹液、土石等を含む。

四、大正十年度分は統計課に於て道に照會生産價格のみを調査せるものとす。



朝鮮總督府殖産局

一、大正十四年三月三十一日現在の朝鮮半島の主要産物生産額表  
 二、本表は、大正十四年三月三十一日現在の朝鮮半島の主要産物生産額を示すものである。  
 三、本表は、大正十四年三月三十一日現在の朝鮮半島の主要産物生産額を示すものである。  
 四、本表は、大正十四年三月三十一日現在の朝鮮半島の主要産物生産額を示すものである。

品名	大正十三年	大正十四年	大正十五年	大正十六年	大正十七年	大正十八年	大正十九年	大正二十年	大正二十一年	大正二十二年	大正二十三年	大正二十四年	大正二十五年	大正二十六年	大正二十七年	大正二十八年	大正二十九年	大正三十年
米	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
小麦	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
大豆	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

(一) 朝鮮半島 (大正十四年)

大正十四年三月二十七日印刷  
 大正十四年三月三十一日發行

朝鮮總督府殖産局

朝鮮京城  
 印刷所 大和商會印刷所



明國報 大味商會明國報

總編 京報

博編 總 普 報 報 報 報

大五十四年三月三十一日  
大五十四年三月二十日  
明 報



